

の蒐集並精細なる調査を遂げ、別に定めたる各種標準を適用して之を計算したるも、特殊の建物工作物又は特別の事情あるものに對しては特に實況に應ずる様斟酌を加へたり。

補償金算定に關する資料調査は市施行地區中最も早く移轉命令の發令を開始したる第四地區第一移轉群並第四十二地區第二移轉群に付大正十四年五月之に著手したるを殆めとしそれより逐次各地區に及び、其の調査に基き補償金の算定を爲し同年六月より逐次補償審査會に原案を提出して其の決定を受け、補償審査會の決定を要せざるものに付ては關係者と協定する等相當の處理を了したり、而して前記調査は昭和三年十月迄に、補償金の決定は同四年十二月迄に全部終了したり。

補償審査會に於て決定したる補償金、耕地整理法第二十七條の規定に依る工事費並補償金及其他の移轉料の總額は一億五千百二十三萬三千七百三十三圓二十一錢にして、内國負擔額六千三百五十八萬二千二百三十五圓八十四錢、市負擔額八千七百六十五萬四千四百九十七圓三十七錢なり、更に之を市長及内務大臣の執行地區に分つときは市長執行地區に於ける總額一億四千四百六十一萬五千二百七十四圓三十三錢、内國負擔額三千三百十萬九千五百七十二圓六十六錢、市負擔額八千五百五十萬五千五百五十四圓七十七錢にして、内務大臣執行地區に於ける總額三千六百六十一萬八千六百五十七圓七十八錢、内國負擔額三千四百四十七萬二千六百六十三圓十八錢、市負擔額六百十四萬五千九百四十二圓六十錢なり。

前記補償金及移轉料は其の負擔區分に従ひ國又は市に於て直接債主に支拂ふものとし、其の半額を移轉著手前に於て支拂ひ、其の殘額を移轉完了後に於て支拂を爲し著手前半額の支拂を受けざる者に對しては全額以て移轉義務者の便宜を圖りたり。

第二節 移轉命令に依る損害補償金

特別都市計畫法第六條第一項の規定に依り建物其の他の工作物の所有者に對し移轉を命じ、又は其の占有者に對し移轉命令に關する豫告を爲したるときは、其の移轉に因り受けたる損害中通常受くべき損害に限り同條第二項の規定に依り補償するを要し、而して其の補償金は同條第三項の規定に依り

補償審査會に於て決定するものとす。

前記の如く移轉に因る損害補償金は補償審査會之を決定するものなるも其の資料の蒐集より算定に至る迄一切の事務を整理施行者に於て之を爲し、其の損害補償金を建物移轉料、工作物移轉料、造作移轉料、動産移轉料、休業損害補償金及雜費の六種に分ちて算定し之を補償審査會に提案したるものなり、而して其の損害の補償を爲す場合建物其他の工作物所有者に對しては建物、工作物、造作の各移轉料及雜費を、占有者に對しては其の所有に係る工作物、造作、動産の各移轉料、休業損害補償金及雜費を、所有者にして且占有者なる場合に在りては右兩者を併せ補償することゝ爲したり。

前記補償金は移轉當時に於ける時價に依り移轉工事費及其の他の損害額に就き調査算定すべきものなるも、移轉著手前に於て半額前金拂を爲す關係上其の以前に補償金の決定を要する爲、便宜調査時期の時價を標準として之を評定したり、而して移轉物件の材料價格及勞銀等は主として東京商業會議所、建築業協會、日本銀行調査局、商工省統計局、東京市建築課、同職業紹介所、陸軍東京經理部及東京材木問屋同業組合等の調査を参照して之を定め三箇月毎に改訂を爲す豫定なりしが、實際に於ては物價の變動少かりしを以て數回改訂を加へたるに過ぎず。

補償金は多數職員が現地に臨み個々の建物其他の工作物等に就き調査の上算定するものなるを以て、其の評定を各人の所見に委するときは到底統一衡平を期すること困難なるに依り、當局に於ては精密なる算定標準及取扱方針を定め之に基き算定を爲したり。

以下順次算定標準及取扱方針を掲げ尙参考として其の算定例を示すべし。

第一 建物移轉料

一 算定標準

建物を移轉する場合には其の工事に次の三方法あり。

- (1) 曳方工法に依るもの(解體することなくして建物を曳くもの)
- (2) 移築工法に依るもの(一旦解體して再築するもの)
- (3) 除却するもの

(1)及(2)の場合に於ては其の移轉すべき距離に依りて工事費に差異を生ず

建物を移轉する場合には其の工事に次の三方法あり。

- (1) 曳方工法に依るもの(解体することなくして建物を曳くもの)
- (2) 移築工法に依るもの(一旦解体して再築するもの)
- (3) 除却するもの

(1)及(2)の場合に於ては其の移轉すべき距離に依りて工事費に差異を生ず前記三方法に對する移轉料の算定方法を述べれば次の如し。

- (イ) 曳方工法に依る場合に在りては建物の新築費に一定の比率を乗じ尙距離の遠近に依り其の比率を斟酌して移轉料を定む之を算式を以て表示すれば次の如し。

$$Q = A S C' X'$$

茲に

$$\left\{ \begin{array}{l} Q = \text{移轉料} \\ A = \text{建物延坪數} \\ S = \text{新築單價} \\ C' = \text{比率} \\ X' = \text{距離により變化する比率} \end{array} \right.$$

(ロ) 移築工法に依る場合に在りては建物の新築費に一定の比率を乗じ尙距離の遠近に依り其の比率を斟酌して移轉料を定む之を算式を以て表示すれば次の如し。

$$Q = A S C'' X''$$

茲に

$$\left\{ \begin{array}{l} Q = \text{移轉料} \\ A = \text{建物延坪數} \\ S = \text{新築單價} \\ C'' = \text{比率} \\ X'' = \text{距離により變化する比率} \end{array} \right.$$

(ハ) 除却の場合に在りては新築費に八割を乗じたるものを以て移轉料とす距離に依る差異なし。

$$Q = A S C''$$

茲に

$$\left\{ \begin{array}{l} Q = \text{移轉料} \\ A = \text{除却坪數} \\ S = \text{新築單價} \\ C'' = \text{比率} \end{array} \right.$$

之を一つの建物に付て考ふるときは前記三方法の何れか一つに該當する場合あり或は前記三方法を二つ或は三つ組合せたるものに該當する場合あり此の關係を列記すれば左の如し。

- (1) 曳方のみの場合
- (2) 移築のみの場合
- (3) 除却のみの場合
- (4) 一部曳方 一部移築の場合
- (5) 一部曳方 一部除却の場合
- (6) 一部移築 一部除却の場合

(7) 一部曳方 一部移築 一部除却の場合

而して建物の一部を除却する爲に殘部に多少の補修、模様替等をなす必要を生ずるが故に此の費用を加算するの必要あり、此の費用は間取、構造及除却の面積を考慮し模様替を必要とする部分まで除却するものと看做せば充分なるべし、即ち補修、模様替の爲には其の部分に對し八割の補償金を算定

- (5) 一部曳方 一部除却の場合
- (6) 一部移築 一部除却の場合

(7) 一部曳方 一部移築 一部除却の場合
而して建物の一部を除却する爲に残部に多少の補修、模様替等をなす必要を生ずるが故に此の費用を加算する必要あり、此の費用は間取、構造及除却の面積を考慮し模様替を必要とする部分まで除却するものと看做せば充分なるべし、即ち補修、模様替の爲には其の部分に對し八割の補償金を算定するものなり、而して通常の場合に在りては除却と看做す部分を左記標準に依り之を算定す。

左 記 (第一圖參照)

- (1) 換地の大きさと對照して切取部分の面積を定むる場合には建物の軒出は平側共柱眞より夫々一尺五寸と看做して算定すること。
- (2) 建物の軒出大なる場合に一尺五寸以上を残して軒先を切取る場合には軒先切取に要する經費のみを見積ること。
- (3) 除却部分の幅員は三尺を單位とし三尺未満の端數は之を三尺と看做し且之に三尺を加へたる部分まで除却するものと看做して算出すること。
- (4) 除却の幅員一尺未満の場合には(3)號に依る三尺を加算せず。
- (5) 切取部分の面積(3)(4)號に依らざる實面積建物の實面積の二分の一を超過する場合には除却以外の部分は移築するものと看做す但し間取其の他の實況に依り當然曳方に依り移轉し得る場合は此の限りに非ず。
- (6) 長屋の奥行に沿ふ除却の場合に於ては(1)號に依る切取部分の幅を各戸に平分し各戸獨立に前各號に依り算出す。
- (7) 桁行に沿ふ除却も梁間に沿ふ除却も總て同一算出法に依る。

二 新築費の算出

建築物の坪数は實地調査に依る。

新築費の算出は其の統一衡平を期するが爲木造建物に付て「木造建物新築單價早見表」を作成せり、早見表は構造各部の種類に對し建築物の延坪一坪に割當てたる金額を算出せるものなり、此の表に依り其の構造設備に該當する金額を集算するときは其の建物の新築單價を得、而して二階の部分に付ては普通の構造に在りては、一般建築費見積の慣例に依り早見表より算出せるものゝ八割を以て其の部分の新築單價と看做す、早見表、早見表各欄内容及同圖解は第一表、第二表及第二圖の通とす。早見表中の金額は物價及勞銀の變動に伴ひ之を更正するものとす。數多の實例に付此の早見表より算出せる新築單價と明細書より算出せる新築單價と照合するに其の差甚だ少し。(第三表参照)

第一表 (當初のもの)

木造建物新築單價早見表(延坪一坪ノ單價)

地 形	布石据	一布部玉石	一猫部玉石及	玉石据	堀建
價單	10.00	8.00	6.00	5.00	1.50
小軸組及 小屋組及	日本榿材及	日本榿材及	杉及松材地内		
價單	52.00	60.00	上 50.00 中 45.00 下 40.00		
屋 根	瓦	葺	ス天 レト然	石綿盤	
價單	20.00	16.00	下 14.00	14.00	
外 壁	洋式	見下	子 簾	見 下	
價單	10.00	7.50	上 8.00 中 7.00 下 6.00	6.00	
内 壁	羽目板	見下	式 洋	張 紙 壁	
價單	15.00	10.00	下 10.00 上 15.00	下 2.00 中 5.00 上 7.00	
天 井	打上	井天	上 打	井 天 縁 竿	
價單	7.00	5.00	下 5.00 上 7.00	下 4.00 中 6.00 上 10.00	
床	揚 床	床 轉	床 轉	ユリ ノ ムリ	
價單	10.00	6.50	下 6.50 上 10.00	上 5.00 下 9.00	
建 具	出 來 合 品 注	上 乙 甲	中 上	上 乙 甲	
價單	7.00	6.00	6.00	2.50 4.50	
雜	甲 乙 丙	上 下 上	下 上	上 下 上	
價單	6.00	5.00	4.00	2.00 3.00	
備 考	一、雨須器ハ 二、下階ノ他 三、流シ器ハ 四、付テ見分 五、リハ早モ 六、ノハ早モ 七、ノハ早モ 八、ノハ早モ 九、ノハ早モ 十、ノハ早モ 十一、ノハ早モ 十二、ノハ早モ 十三、ノハ早モ 十四、ノハ早モ 十五、ノハ早モ 十六、ノハ早モ 十七、ノハ早モ 十八、ノハ早モ 十九、ノハ早モ 二十、ノハ早モ 二十一、ノハ早モ 二十二、ノハ早モ 二十三、ノハ早モ 二十四、ノハ早モ 二十五、ノハ早モ 二十六、ノハ早モ 二十七、ノハ早モ 二十八、ノハ早モ 二十九、ノハ早モ 三十、ノハ早モ 三十一、ノハ早モ 三十二、ノハ早モ 三十三、ノハ早モ 三十四、ノハ早モ 三十五、ノハ早モ 三十六、ノハ早モ 三十七、ノハ早モ 三十八、ノハ早モ 三十九、ノハ早モ 四十、ノハ早モ 四十一、ノハ早モ 四十二、ノハ早モ 四十三、ノハ早モ 四十四、ノハ早モ 四十五、ノハ早モ 四十六、ノハ早モ 四十七、ノハ早モ 四十八、ノハ早モ 四十九、ノハ早モ 五十、ノハ早モ 五十一、ノハ早モ 五十二、ノハ早モ 五十三、ノハ早モ 五十四、ノハ早モ 五十五、ノハ早モ 五十六、ノハ早モ 五十七、ノハ早モ 五十八、ノハ早モ 五十九、ノハ早モ 六十、ノハ早モ 六十一、ノハ早モ 六十二、ノハ早モ 六十三、ノハ早モ 六十四、ノハ早モ 六十五、ノハ早モ 六十六、ノハ早モ 六十七、ノハ早モ 六十八、ノハ早モ 六十九、ノハ早モ 七十、ノハ早モ 七十一、ノハ早モ 七十二、ノハ早モ 七十三、ノハ早モ 七十四、ノハ早モ 七十五、ノハ早モ 七十六、ノハ早モ 七十七、ノハ早モ 七十八、ノハ早モ 七十九、ノハ早モ 八十、ノハ早モ 八十一、ノハ早モ 八十二、ノハ早モ 八十三、ノハ早モ 八十四、ノハ早モ 八十五、ノハ早モ 八十六、ノハ早モ 八十七、ノハ早モ 八十八、ノハ早モ 八十九、ノハ早モ 九十、ノハ早モ 九十一、ノハ早モ 九十二、ノハ早モ 九十三、ノハ早モ 九十四、ノハ早モ 九十五、ノハ早モ 九十六、ノハ早モ 九十七、ノハ早モ 九十八、ノハ早モ 九十九、ノハ早モ 百、ノハ早モ 百一、ノハ早モ 百二、ノハ早モ 百三、ノハ早モ 百四、ノハ早モ 百五、ノハ早モ 百六、ノハ早モ 百七、ノハ早モ 百八、ノハ早モ 百九、ノハ早モ 百十、ノハ早モ 百十一、ノハ早モ 百十二、ノハ早モ 百十三、ノハ早モ 百十四、ノハ早モ 百十五、ノハ早モ 百十六、ノハ早モ 百十七、ノハ早モ 百十八、ノハ早モ 百十九、ノハ早モ 百二十、ノハ早モ 百二十一、ノハ早モ 百二十二、ノハ早モ 百二十三、ノハ早モ 百二十四、ノハ早モ 百二十五、ノハ早モ 百二十六、ノハ早モ 百二十七、ノハ早モ 百二十八、ノハ早モ 百二十九、ノハ早モ 百三十、ノハ早モ 百三十一、ノハ早モ 百三十二、ノハ早モ 百三十三、ノハ早モ 百三十四、ノハ早モ 百三十五、ノハ早モ 百三十六、ノハ早モ 百三十七、ノハ早モ 百三十八、ノハ早モ 百三十九、ノハ早モ 百四十、ノハ早モ 百四十一、ノハ早モ 百四十二、ノハ早モ 百四十三、ノハ早モ 百四十四、ノハ早モ 百四十五、ノハ早モ 百四十六、ノハ早モ 百四十七、ノハ早モ 百四十八、ノハ早モ 百四十九、ノハ早モ 百五十、ノハ早モ 百五十一、ノハ早モ 百五十二、ノハ早モ 百五十三、ノハ早モ 百五十四、ノハ早モ 百五十五、ノハ早モ 百五十六、ノハ早モ 百五十七、ノハ早モ 百五十八、ノハ早モ 百五十九、ノハ早モ 百六十、ノハ早モ 百六十一、ノハ早モ 百六十二、ノハ早モ 百六十三、ノハ早モ 百六十四、ノハ早モ 百六十五、ノハ早モ 百六十六、ノハ早モ 百六十七、ノハ早モ 百六十八、ノハ早モ 百六十九、ノハ早モ 百七十、ノハ早モ 百七十一、ノハ早モ 百七十二、ノハ早モ 百七十三、ノハ早モ 百七十四、ノハ早モ 百七十五、ノハ早モ 百七十六、ノハ早モ 百七十七、ノハ早モ 百七十八、ノハ早モ 百七十九、ノハ早モ 百八十、ノハ早モ 百八十一、ノハ早モ 百八十二、ノハ早モ 百八十三、ノハ早モ 百八十四、ノハ早モ 百八十五、ノハ早モ 百八十六、ノハ早モ 百八十七、ノハ早モ 百八十八、ノハ早モ 百八十九、ノハ早モ 百九十、ノハ早モ 百九十一、ノハ早モ 百九十二、ノハ早モ 百九十三、ノハ早モ 百九十四、ノハ早モ 百九十五、ノハ早モ 百九十六、ノハ早モ 百九十七、ノハ早モ 百九十八、ノハ早モ 百九十九、ノハ早モ 百、ノハ早モ				

米	中	上
乙	甲	
37.00	40.00	45.00
生子板	平鐵板	銅板
6.00	6.00	25.00
人木摺下	及獨乙	モルタル
造石地	壁	漆喰
10.00	8.50	7.00
壁	眞	
下	中	上
7.00	12.50	15.00
井天張紙		
下	中	上
1.00	2.50	3.50
敷	疊	
下	中	上
3.50	4.50	5.50
品	文	
下	中	
	10.00	12.00
		下
		1.50
四、モヒ之更スル	各早トス	各部ハ別紙ノ構造

明細書及早見表ニ依ル新築単價並比率對照表

建物 番號	新築費單價			新築費ニ對スル曳方補償金及比率		新築費ニ對スル移築補償金及比率		摘要
	明細書ニ依ルモノ	早見表ニ依ルモノ	差額	依明細書ニ依ルモノ	%	依一定比率ニ依ル金額	%	
一	一六四・九一〇	一五九・〇〇〇	五・九一〇	一八・四〇〇	11.6	一八・〇〇〇	11.3	塗壁アリ
二	一一八・七九〇	一一七・五〇〇	一・二九〇	一四・八九〇	12.7	一四・〇〇〇	11.9	同
三	八一・四四〇	七六・〇〇〇	三・四四〇	一三・五〇〇	17.3	一三・〇〇〇	15.4	同
四	九六・四〇〇	九四・五〇〇	一・九〇〇	一三・一五〇	13.9	一三・〇〇〇	13.7	塗壁ナシ
五	七四・二四〇	七六・〇〇〇	一・七六〇	一一・四四〇	14.7	一一・〇〇〇	15.4	同
六	五七・七一〇	五五・〇〇〇	二・七一〇	一〇・七九〇	20.0	一〇・〇〇〇	18.2	同
七	八六・四〇〇	八五・一〇〇	一・三〇〇	一一・三三〇	15.0	一一・〇〇〇	14.1	同
八	三三・二九〇	三二・六〇〇	〇・六九〇	九・九一〇	23.6	九・〇〇〇	24.2	同
九	九一・三〇〇	八八・一〇〇	三・二〇〇	一四・一〇〇	16.0	一三・〇〇〇	13.6	塗壁アリ
十	七七・三九〇	七三・五〇〇	三・八九〇	一一・四九〇	15.6	一一・〇〇〇	14.9	塗壁ナシ
十一	三二七・三三〇	三三〇・〇〇〇	二・六七〇	一四・三三〇	11.3	一四・〇〇〇	11.5	塗壁アリ
十二	九四・三三〇	九一・七〇〇	二・六三〇	一三・四七〇	14.7	一三・〇〇〇	14.1	塗壁ナシ

備考 △印ハ明細書金額ヨリ早見表金額ノ減少シタルモノトス

建築物一部除却評數算定標準圖解

(2)

縮尺約十分之一

(3)

算定

實際

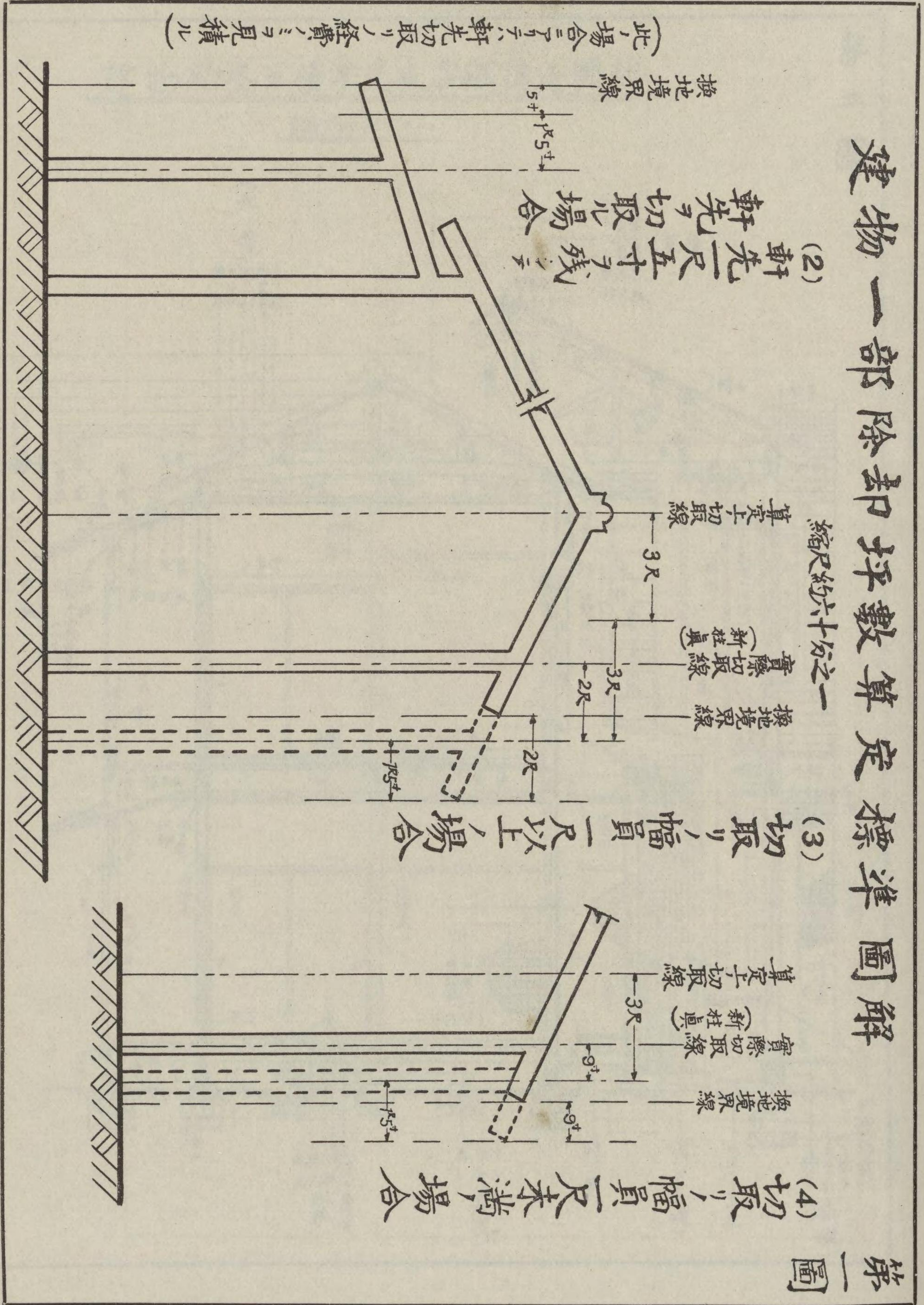
(4)

第一圖

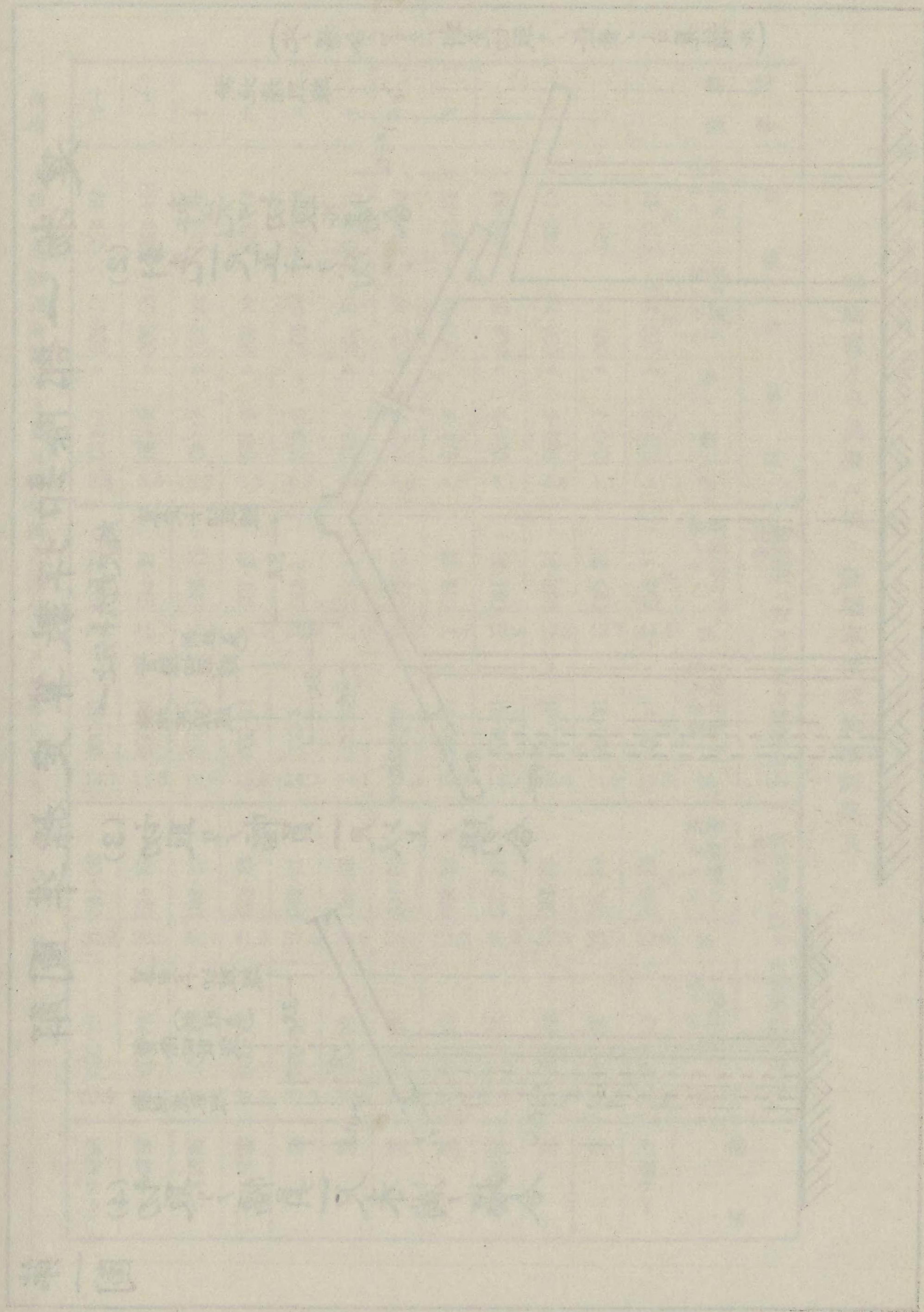
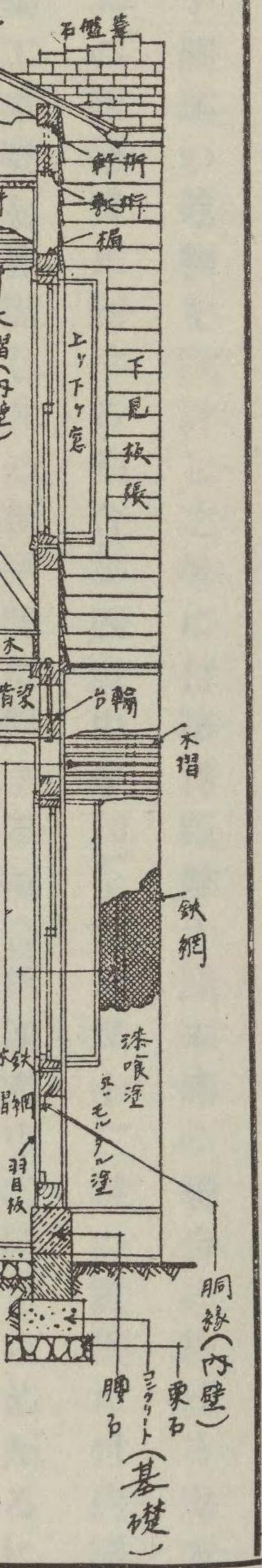
十一	三〇・三〇	二一・九〇〇	二・六一〇	2.8	三三・四〇	14.7	三三・〇〇〇	14.1	三〇・三〇	32.9	三三・〇〇〇	32.9	塗壁ナシ
----	-------	--------	-------	-----	-------	------	--------	------	-------	------	--------	------	------

建物一部除却坪数算定標準圖解

第一圖

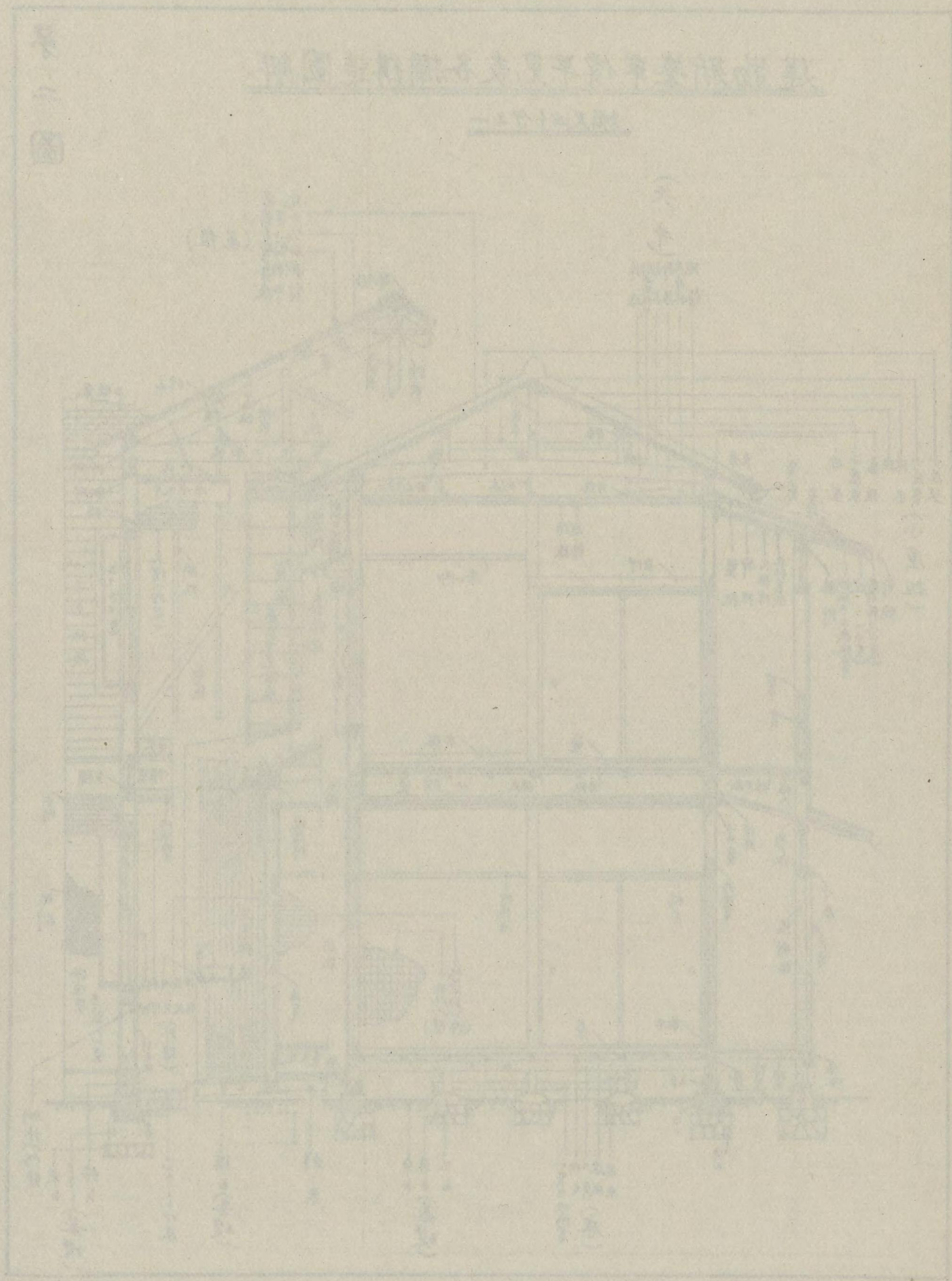


第二圖



三 曳方、移築の場合に於ける比率(C'及C'')

新築単價二十五圓より百五十圓迄の建物を設計し之等に付移轉距離十間未滿の場合に於ける曳方工事費及移築工事費を算出し其の新築費に對する割合第四表中●印を求め又十二棟の實例に付内譯明細書により曳方工事費、移築工事費を算出し其の新築費に對する割合第四表中○印を求めたるに第



三 曳方、移築の場合に於ける比率(C'及C'')

新築単價二十五圓より百五十圓迄の建物を設計し之等に付移轉距離十間未滿の場合に於ける曳方工事費及移築工事費を算出し其の新築費に對する割合(第四表中●印)を求め又十二棟の實例に付内譯明細書により曳方工事費、移築工事費を算出し其の新築費に對する割合(第四表中○印)を求めたるに第四表に示すが如き結果を得たり。

右の各割合を參酌し略其の平均の點を連結するは第四表の如き曲線となる之に依りて比率を左の如く決定せむとす。(圖中I II IIIの曲線)

新築單價	移築の場合		曳方の場合
	塗壁あるとき	塗壁なきとき	
二十五圓	四割六分	四割	二割七分
三十圓	四割五分五厘	三割九分五厘	二割五分
四十圓	四割五分	三割八分八厘	二割一分
五十圓	四割四分	三割八分	一割九分
六十圓	四割三分	三割七分	一割七分一厘
七十圓	四割二分	三割六分	一割五分八厘

百八十六圓より	百五十圓	百四十圓	百三十圓	百二十圓	百十圓	百圓	九十圓	八十圓
三割	三割	三割	三割	三割一分	三割三分	三割六分	三割九分	四割六厘
二割五分	二割五分	二割五分	二割五分二厘	二割六分	二割七分二厘	二割九分七厘	三割二分五厘	三割四分五厘
一割一分五厘	一割一分五厘	一割一分五厘	一割一分五厘	一割二分	一割二分二厘	一割三分	一割三分八厘	一割四分五厘

新築単價十圓未滿の端數に對する比率は右に掲げたる比率の差額に比例して之を増加す。

二階建の場合には全部の建築費に階下の新築単價に對する比率を乗するものとす。

建物新築単價及移轉補償金單價は圓未滿は之を四捨五入す。

四 除却の場合に於ける比率(C)

除却の場合の比率は之を八割に認定す其の理由は新築費の内其の六割を材料費と見るは、普通行は

るゝ處なり、而して六割の材料中解除後に於て價值を失ふもの二割、價值あるもの八割とす、其の八割は略其の半額に賣拂ひ得るものと假定す之を建物全體に對する比率にて示せば二割四分に當る、故に解除材の價格は建物の價格の約二割五分に當るものと見ることを得新築費より此の價格を控除せるもの即ち七割五分が補償金額に當る、然るに除却に對しては建物の解除費を見積るの必要あり

四 除却の場合に於ける比率(C)

除却の場合の比率は之を八割に認定す其の理由は新築費の内其の六割を材料費と見るは、普通行は

るゝ處なり、而して六割の材料中解除後に於て價值を失ふもの二割、價值あるもの八割とす、其の八割は略其の半額に賣拂ひ得るものと假定す之を建物全體に對する比率にて示せば二割四分に當る、故に解除材の價格は建物の價格の約二割五分に當るものと見ることを得新築費より此の價格を控除せるもの即ち七割五分が補償金額に當る、然るに除却に對しては建物の解除費を見積るの必要あり解除費は普通新築費の五分と見込み新築費の八割を以て除却補償金とするものなり。

五 曳方及移築の距離十間以上の場合の比率の増加割合

(イ) 曳方の距離大なるに従ひ移轉工事費は増加す、而して其の差は主として曳方工事費中建物を曳くだけの經費の差に因る、此の差額は建物の程度即ち新築費に比例するが故に新築費に或る比率を乗じ之を算出し得べし、例へば新築費一〇〇圓の建物を曳方に依り二十間移轉する場合を考ふるに若し曳方距離十間未滿の時は既記の方法に依り新築費一〇〇圓に對する比率一割三分を乗じ一三圓を以て一坪當りの補償金とするものなり、然るに二十間の場合に在りては之に尙十間分の曳方の費用を加算するを要す、曳方だけの費用は十間未滿のとき一坪に五圓、二十間のとき一坪に六圓なるを以て此の費用は一坪に付一圓なり、之を一〇〇圓に對する比率にて表せば一分に當る、故に二十間の場合には前記の一割三分と此の一分とを合計し比率は一割四分となり補償金は十四圓なり、然れども計算を簡單にする爲前記新築費に對する一分の比率は之を新築費の一割三分たる一三圓に對する比率に換算すれば七分七厘となる。

以上の如くにして種々なる新築單價に對し距離の變化に應じ夫々距離十間の場合を一〇とせるものに對し多數専門職の見積を基とし其の割合を算出したるに其の平均價は第五表の如くなれり、然れども距離の僅少ななる變化に應じて其の割合を一々變化せしむるは實際に當りて煩雜なると距

離の認定に困難なる場合あると其の差額亦僅少となるとの理由に依り之を第五表中點線を以て示す如く決定せむとす。
即ち

距離	難		易	
	十間未滿	十間以上三十間未滿	三十間以上五十間未滿	五十間以上六十間未滿
普通	一・〇	一・二	一・三	一・三
三十度乃至九十度を廻轉する場合	一・二	一・二	一・三	一・四
九十度を超過し八十度まで廻轉する場合	一・二	一・三	一・四	一・五
途中にて一尺乃至三尺までを上下せしむる場合	一・二	一・二	一・三	一・四
途中にて三尺を超過し六尺までを上下せしむる場合	一・二	一・三	一・四	一・五

次に建物を廻轉する場合又は曳方の途中の地面に高低ある場合は移轉の距離は小なりとも工事費は増加するを以て前表中當該欄の如く之を決す。

(ロ) 移築の場合は距離に依る差額は主として運搬費に因る、此の場合に於て距離の變化に依る比率の増加は運搬費の差異を基礎とし曳方の場合と同様の方針に依り之を決定せり、第六表の如し。
即ち

距離	十間未滿	十間以上六十間未滿
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・〇二	一・〇二	一・〇二

の増加は運搬費の差異を基礎とし曳方の場合と同様の方針に依り之を決定せり、第六表の如し。
即ち

距離 十間 未滿	一・〇〇
距離 十間以上 六十間未滿	一・〇二
距離 六十間以上 三百間未滿	一・〇四
距離 三百間以上 六百間まで	一・〇六

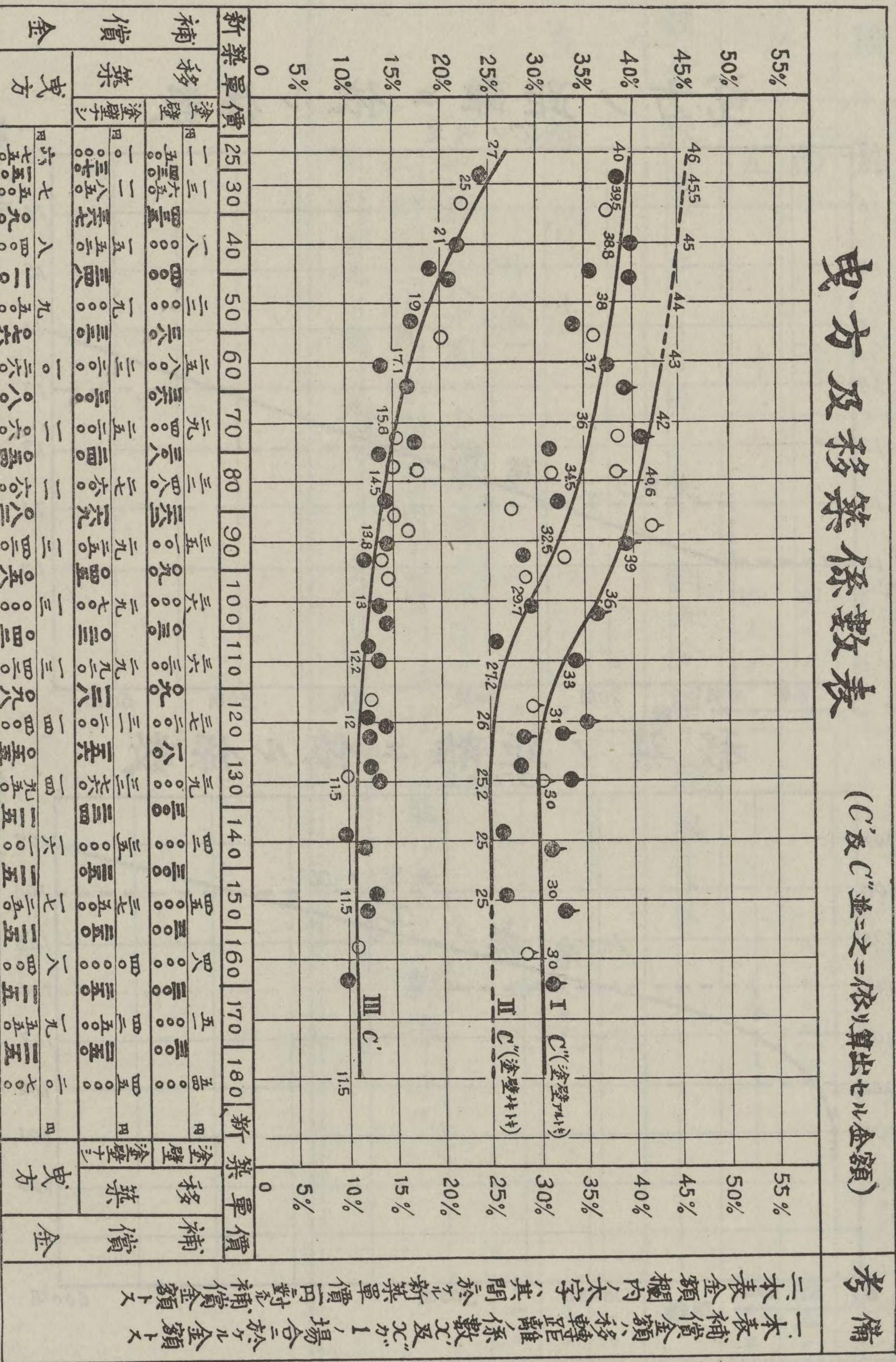
六 其の場合

以上は木造建物の場合なるも此の外煉瓦造、土藏造、鐵骨造、鐵筋コンクリート造等にして曳方に依るものあり、移築に依るものあり、除却すべきものあり、又特殊の状況に在るものとしては焼失建物の腰積の上に建築せるものあり、殘存建物の壁體の一部を利用して建築せるもの等あり、而して是等は一々其の状況を異にするが故に一様なる標準を立て難く個々の場合に就き之を決定するを至當とするを以て劃一的標準を定めざることとせり。

第四表

東方及移築係數表

(C'及C''並之=依り算出セル金額)



新築單價	移築單價	東方
0	0	
5%		
10%		
15%		
20%		
25%		
30%		
35%		
40%		
45%		
50%		
55%		

備考
 一 本表補償金額移轉距離係數C'及C''の場合ニ於ケル金額トス
 二 本表金額欄内太字、其間於ケル新築單價ト對テ補償金額トス

一リタンコ筋

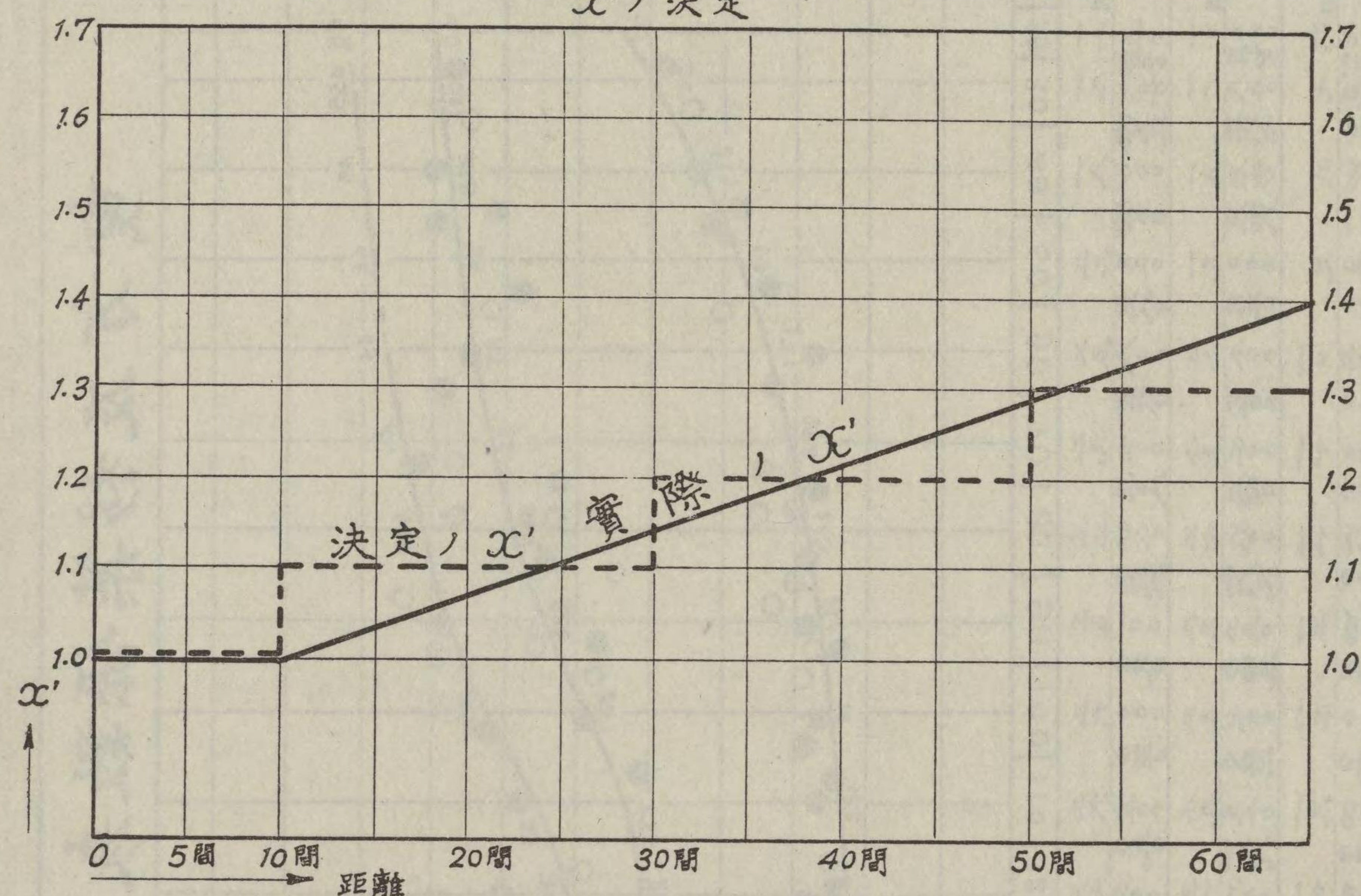
第七表

(當初のもの)

床	階	
五	四	五
寸	寸	寸
四	四	四
五	〇	五
〇	〇	〇
〇	〇	〇
二	一	一
二	八	八
〇	〇	〇
〇	〇	〇
四	四	四
九	五	〇
〇	〇	〇

曳方ノ距離ニ依ル係數

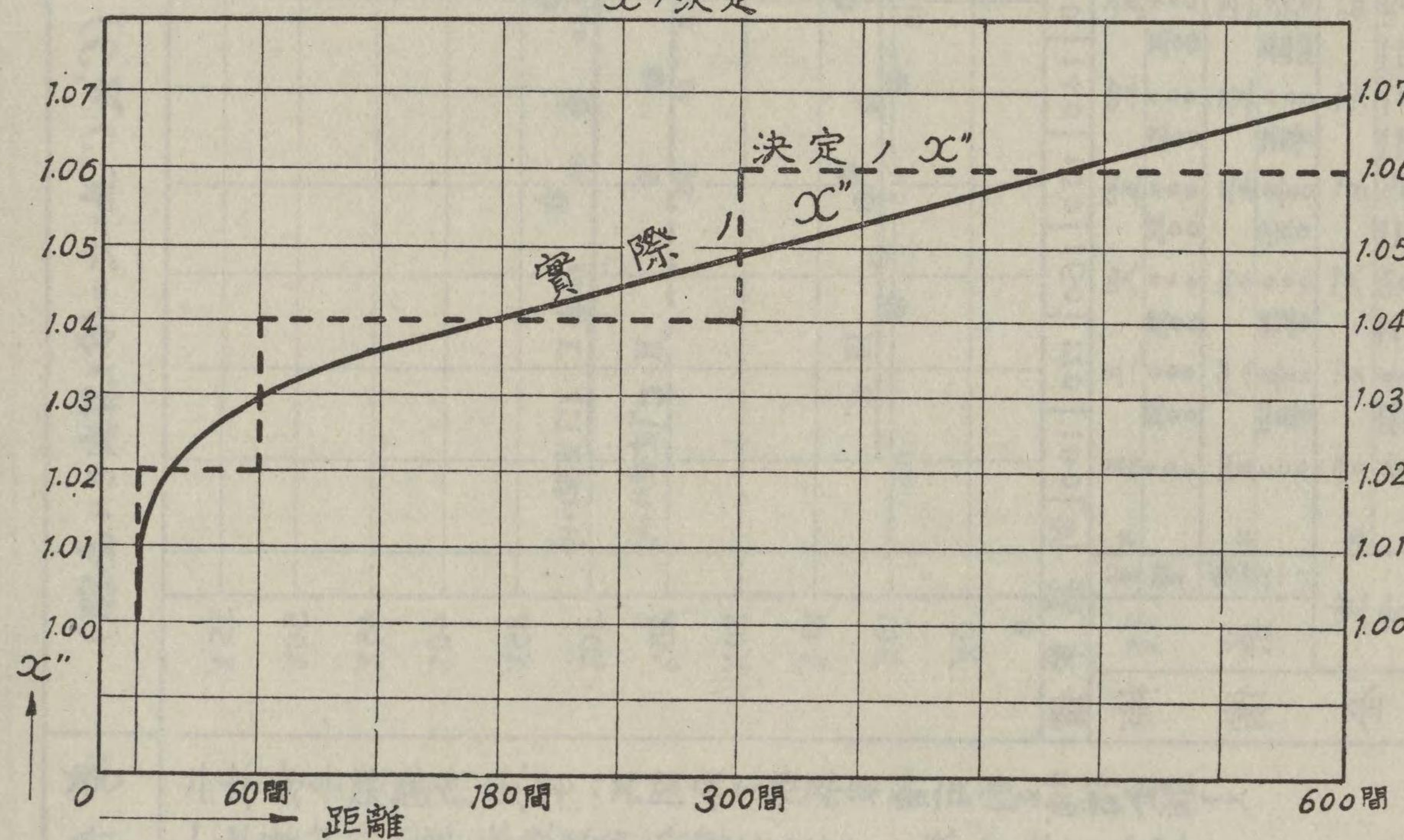
x' ノ決定



第五表

移築ノ距離ニ依ル係數

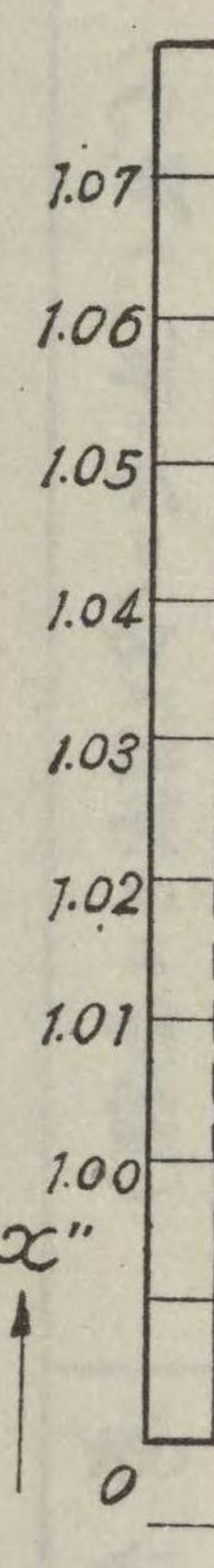
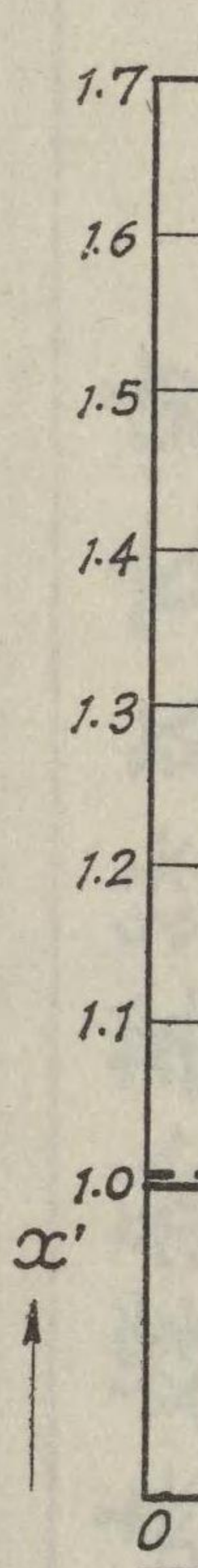
x'' ノ決定



第六表

第七表 (當初のもの)

組	(面坪) 造 トーリックンコ 筋			
	立	床		階
		五	四	五
鉄骨鉄筋コンクリート造ハ右ノ二割五分増ヲ標準トス	寸	寸	寸	四 五 〇 〇 〇
	四 五 〇 〇 〇	四 〇 〇 〇 〇	四 五 〇 〇 〇	一 八 〇 〇 〇
	二 二 〇 五 〇	一 八 〇 〇 〇	一 八 〇 〇 〇	四 五 〇 〇 〇
(坪當リ)	一五〇〇〇〇	一二〇〇〇〇	八〇〇〇〇	一〇五〇〇
一、坪當八十圓ハ倉庫建ヲ標準トス	一〇五〇〇	九六〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇
二、同百二十圓ハ商店(ビヤホール等)ノ間仕切最少キモノヲ標準トス	〇七〇	〇八〇	一〇〇	〇〇
三、同百五十圓ハ商店ニシテ多少ノ間仕切アルモノヲ標準トス				



組	(面坪) 造 トーリックコ 筋 鉄				(面坪) 造 石								(面坪) 造 瓦					
	鉄骨鉄筋コンクリート造ハ右ノ二割五分増ヲ標準トス				階 二		階 一				階 三			階 二				
	床	階 各	階 各	階 各	軟	硬	軟	硬	軟	硬	軟	硬	軟	硬	軟	硬		
立 鉄 骨 造 (坪當上)	五	四	五	四	八	五	一	八	五	二	一	一	二	二	一	一		
	寸	寸	寸	寸	寸	寸	尺	寸	寸	枚	半	枚	半	枚	半	枚		
	四五〇〇〇	四〇〇〇〇	四五〇〇〇	四〇〇〇〇	九一〇〇〇	七二〇〇〇	一〇五〇〇	八七〇〇〇	二二一〇〇	三九〇〇〇	一九五〇〇	二八〇〇〇	六六〇〇〇	七八〇〇〇	三九〇〇〇	五五〇〇〇	七〇〇〇〇	
一〇五〇〇	九六〇〇〇	八〇〇〇〇	一〇五〇〇	七二〇〇〇	一六二〇〇	五〇四〇〇	五〇六八〇	六一九〇〇	七三五〇〇	一五四七〇	五八五〇〇	六〇九〇〇	一三六五〇	四二二〇〇	四六二〇〇	一一一三〇		
〇七〇	〇八〇	一〇〇	〇七〇	一六〇	〇八〇	一四〇	〇八〇	〇七〇	〇七〇	一五〇	〇七〇	〇七〇	一五〇	〇七〇	一五〇	一六〇		

一、坪當八十圓ハ倉庫建ヲ標準トス
 二、同百二十圓ハ商店(ビヤホール等)ノ間仕切最少キモノヲ標準トス
 三、同百五十圓ハ商店ニシテ多少ノ間仕切アルモノヲ標準トス

木 造 建 物

補 償 金 單 價 早 見 表

(第八表、第九表、第十表)

1.00
1.02
1.04
1.06

數表

尺乃 ナ上 場合	途中ニテ3尺ヲ 超過シ6尺迄ヲ 上下セシムル場合
	1.2
	1.3
	1.4
	1.5

第八表ノ備考

- (1) 新築單價25圓以下ノモノハ
 凡テ新築單價ヲ25圓ト看做シ。
 除却,移築及曳方ノ補償金單價モ亦
 25圓ノモノト同一金額トス。
- (2) 新築單價181圓以上ノモノハ。
 除却ノ補償金單價ハ
 其新築單價ノ8割トシ
 移築,曳方ノ補償金單價ハ
 181圓ノモノト同一金額トス。

第九表 移築ノ距離ニ依ル係數表

距離	10間未滿	1.00
距離	10間以上 60間未滿	1.02
距離	60間以上 300間未滿	1.04
距離	300間以上 600間マデ	1.06

第十表 曳方ノ距離及難易ニ依ル係數表

距離	難易	普通	30°乃至90°ヲ廻轉スル場合	90°ヲ超過シ180°マデヲ廻轉スル場合	途中ニテ1尺乃至3尺マデヲ上下セシムル場合	途中ニテ3尺ヲ超過シ6尺迄ヲ上下セシムル場合
10間未滿		1.0	1.1	1.2	1.1	1.2
10間以上 30間未滿		1.1	1.2	1.3	1.2	1.3
30間以上 50間未滿		1.2	1.3	1.4	1.3	1.4
50間以上 60間マデ		1.3	1.4	1.5	1.4	1.5

(其十五)

68	169	170
34	135	136
0	51	51
1	52	52
2	53	53
3	54	54
2	42	43
3	43	44
4	44	45
5	45	46
9	19	20
1	21	22
3	23	24
5	25	26
7	27	28
9	29	30

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其十六)

補償金價(圓)		新築 單價 (圓)	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			137	138	138	139	140	141	142	142	143	144
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	1.00	51	52	52	52	53	53	53	53	54	54
		1.02	52	53	53	53	54	54	54	54	55	55
		1.04	53	54	54	54	55	55	55	55	56	56
		1.06	54	55	55	55	56	56	56	56	57	57
曳方ニ依ル場合*	塗壁ナキ時	1.00	43	43	43	44	44	44	44	45	45	45
		1.02	44	44	44	45	45	45	45	46	46	46
		1.04	45	45	45	46	46	46	46	47	47	47
		1.06	46	46	46	47	47	47	47	48	48	48
	1.0	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21	21
	1.1	22	22	22	22	22	22	22	22	23	23	23
	1.2	24	24	24	24	24	24	24	24	25	25	25
	1.3	26	26	26	26	26	26	26	26	27	27	27
	1.4	28	28	28	28	28	28	28	28	29	29	29
	1.5	30	30	30	30	30	30	30	30	32	32	32

(注意) fノ係數ハ第九表、*ノ係數ハ第十表參照

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其十五)

補償金價 (圓)		新築 單價 (圓)	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			129	130	130	131	132	133	134	134	135	136
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗 壁 ア ル 時	1.00	48	49	49	49	50	50	50	50	51	51
		1.02	49	50	50	50	51	51	51	51	52	52
		1.04	50	51	51	51	52	52	52	52	53	53
		1.06	51	52	52	52	53	53	53	53	54	54
	塗 壁 ナ キ 時	1.00	40	41	41	41	41	42	42	42	42	43
		1.02	41	42	42	42	42	43	43	43	43	44
		1.04	42	43	43	43	43	44	44	44	44	45
		1.06	42	44	44	44	44	45	45	45	45	46
曳 方 ニ 依 ル 場 合 *	1.0	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	20
	1.1	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	22
	1.2	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	24
	1.3	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	26
	1.4	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	28
	1.5	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	30

(注意) fノ係數ハ第九表、*ノ係數ハ第十表參照

補償金價 (圓)		新築 單價 (圓)	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			129	130	130	131	132	133	134	134	135	136
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗 壁 ア ル 時	1.00	48	49	49	49	50	50	50	50	51	51
		1.02	49	50	50	50	51	51	51	51	52	52
		1.04	50	51	51	51	52	52	52	52	53	53
		1.06	51	52	52	52	53	53	53	53	54	54
	塗 壁 ナ キ 時	1.00	40	41	41	41	41	42	42	42	42	43
		1.02	41	42	42	42	42	43	43	43	43	44
		1.04	42	43	43	43	43	44	44	44	44	45
		1.06	42	44	44	44	44	45	45	45	45	46
曳 方 ニ 依 ル 場 合 *	1.0	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	20
	1.1	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	22
	1.2	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	24
	1.3	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	26
	1.4	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	28
	1.5	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	30

(注意)

3	149	150
3	119	120
4	45	45
5	46	46
6	47	47
7	48	48
7	37	38
8	38	39
9	39	40
9	39	40
7	17	17
9	19	19
0	20	20
2	22	22
4	24	24
6	26	26

第八表 木建造物補償金單價早見表 (其十四)

補償金價 (圓)		新築單價 (圓)	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			121	122	122	123	124	125	126	126	127	128
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	1.00	45	46	46	46	47	47	47	47	48	48
		1.02	46	47	47	47	48	48	48	48	49	49
		1.04	47	48	48	48	49	49	49	49	50	50
		1.06	48	49	49	49	50	50	50	50	51	51
曳方ニ依ル場合*	塗壁ナキ時	1.00	38	38	38	39	39	39	39	40	40	40
		1.02	39	39	39	40	40	40	40	41	41	41
		1.04	40	40	40	41	41	41	41	42	42	42
		1.06	40	40	40	41	41	41	41	42	42	42
曳方ニ依ル場合*		1.0	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		1.1	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		1.2	20	22	22	22	22	22	22	22	22	22
		1.3	22	23	23	23	23	23	23	23	23	23
		1.4	24	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	1.5	26	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27

(注意) fノ係數ハ第九表, *ノ係數ハ第十表参照

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其十三)

補償金價 (圓)		新築 單價 (圓)	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			113	114	114	115	116	117	118	118	119	120
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗壁 アル 時	1.00	42	43	43	43	44	44	44	44	45	45
		1.02	43	44	44	44	45	45	45	45	46	46
		1.04	44	45	45	45	46	46	46	46	47	47
		1.06	45	46	46	46	47	47	47	47	48	48
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗壁 ナ キ 時	1.00	35	36	36	36	36	37	37	37	37	38
		1.02	36	37	37	37	37	38	38	38	38	39
		1.04	36	37	37	37	37	39	39	39	39	40
		1.06	37	38	38	38	38	39	39	39	39	40
曳 方 ニ 依 ル 場 合 *		1.0	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17
		1.1	18	18	19	19	19	19	19	19	19	19
		1.2	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20
		1.3	21	21	22	22	22	22	22	22	22	22
		1.4	22	22	24	24	24	24	24	24	24	24
	1.5	24	24	26	26	26	26	26	26	26	26	26

(注意) fノ係數ハ第九表,*ノ係數ハ第十表参照

補償金價 (圓)		新築 單價 (圓)	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			113	114	114	115	116	117	118	118	119	120
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗壁 アル 時	1.00	42	43	43	43	44	44	44	44	45	45
		1.02	43	44	44	44	45	45	45	45	46	46
		1.04	44	45	45	45	46	46	46	46	47	47
		1.06	45	46	46	46	47	47	47	47	48	48
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗壁 ナ キ 時	1.00	35	36	36	36	36	37	37	37	37	38
		1.02	36	37	37	37	37	38	38	38	38	39
		1.04	36	37	37	37	37	39	39	39	39	40
		1.06	37	38	38	38	38	39	39	39	39	40
曳 方 ニ 依 ル 場 合 *		1.0	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17
		1.1	18	18	19	19	19	19	19	19	19	19
		1.2	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20
		1.3	21	21	22	22	22	22	22	22	22	22
		1.4	22	22	24	24	24	24	24	24	24	24
	1.5	24	24	26	26	26	26	26	26	26	26	26

(注意)

(其十一)

8	129	130
2	103	104
9	39	39
0	40	40
1	41	41
1	41	41
3	33	33
4	34	34
4	34	34
5	35	35
5	15	15
7	17	17
8	18	18
0	20	20
1	21	21
3	23	23

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其十二)

補償金價(圓)		新築 單價 (圓)	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			105	106	106	107	108	109	110	110	111	112
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗 壁 ア ル 時	1.00	39	40	40	40	41	41	41	41	42	42
		1.02	40	41	41	41	42	42	42	42	43	43
		1.04	41	42	42	42	43	43	43	43	44	44
		1.06	41	42	42	42	44	44	44	44	45	45
	塗 壁 ナ キ 時	1.00	33	33	33	34	34	34	34	35	35	35
		1.02	34	34	34	35	35	35	35	36	36	36
		1.04	34	34	34	35	35	35	35	36	36	36
		1.06	35	35	35	36	36	36	36	37	37	37
曳 方 ニ 依 ル 場 合 *		1.0	15	15	15	15	16	16	16	16	16	16
		1.1	17	17	17	17	18	18	18	18	18	18
		1.2	18	18	18	18	19	19	19	19	19	19
		1.3	20	20	20	20	21	21	21	21	21	21
		1.4	21	21	21	21	22	22	22	22	22	22
	1.5	23	23	23	23	24	24	24	24	24	24	24

(注意) fノ係數ハ第九表、*ノ係數ハ第十表參照

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其十一)

補償金價(圓)		新築單價(圓)	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			97	98	98	99	100	101	102	102	103	104
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	1.00	37	38	38	38	38	38	39	39	39	39
		1.02	38	39	39	39	39	39	40	40	40	40
		1.04	39	40	40	40	40	40	41	41	41	41
		1.06	39	40	40	40	40	40	41	41	41	41
曳方ニ依ル場合	塗壁ナキ時	1.00	31	32	32	32	32	32	32	33	33	33
		1.02	32	33	33	33	33	33	33	34	34	34
		1.04	32	33	33	33	33	33	33	34	34	34
		1.06	33	34	34	34	34	34	34	35	35	35
曳方ニ依ル場合		1.0	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		1.1	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
		1.2	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		1.3	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		1.4	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	1.5	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23

(注意) fノ係數ハ第九表,*ノ係數ハ第十表參照

補償金價(圓)		新築單價(圓)	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			97	98	98	99	100	101	102	102	103	104
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	1.00	37	38	38	38	38	38	39	39	39	39
		1.02	38	39	39	39	39	39	40	40	40	40
		1.04	39	40	40	40	40	40	41	41	41	41
		1.06	39	40	40	40	40	40	41	41	41	41
曳方ニ依ル場合	塗壁ナキ時	1.00	31	32	32	32	32	32	32	33	33	33
		1.02	32	33	33	33	33	33	33	34	34	34
		1.04	32	33	33	33	33	33	33	34	34	34
		1.06	33	34	34	34	34	34	34	35	35	35
曳方ニ依ル場合		1.0	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		1.1	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
		1.2	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		1.3	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		1.4	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	1.5	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23

(注意)

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其十)

109	110
87	88
36	36
37	37
37	37
38	38
30	30
31	31
31	31
32	32
13	13
14	14
16	16
17	17
18	18
20	20

補償金 (圓)		新築 (圓)	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			89	90	90	91	92	93	94	94	95	96	
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	1.00	36	37	37	37	37	37	37	37	37	37	
		1.02	37	38	38	38	38	38	38	38	38	38	
		1.04	37	39	39	39	39	39	39	39	39	39	
		1.06	38	39	39	39	39	39	39	39	39	39	
	塗壁ナキ時	1.00	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31	
		1.02	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32	
		1.04	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32	
		1.06	32	32	32	32	33	33	33	33	33	33	
	曳方ニ依ル場合	1.0	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
		1.1	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		1.2	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
		1.3	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
1.4		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
	1.5	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	

(注意) fノ係數ハ第九表, *ノ係數ハ第十表參照

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其九)

補償金 單價(圓)		新築 單價(圓)	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			81	82	82	83	84	85	86	86	87	88
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗壁 アル 時	1.00	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
		1.02	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
		1.04	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
		1.06	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗壁 ナ キ 時	1.00	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
		1.02	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
		1.04	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
		1.06	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
曳 方 ニ 依 ル 場 合 *		1.0	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		1.1	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
		1.2	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
		1.3	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
		1.4	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		1.5	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

(注意) fノ係數ハ第九表, *ノ係數ハ第十表參照

補償金 單價(圓)		新築 單價(圓)	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			81	82	82	83	84	85	86	86	87	88
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗壁 アル 時	1.00	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
		1.02	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
		1.04	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
		1.06	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗壁 ナ キ 時	1.00	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
		1.02	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
		1.04	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
		1.06	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
曳 方 ニ 依 ル 場 合 *		1.0	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		1.1	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
		1.2	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
		1.3	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
		1.4	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		1.5	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

(注意)

其七)

8	89	90
9	71	72
5	35	35
6	36	36
6	36	36
7	37	37
0	29	29
0	30	30
0	30	30
1	31	31
2	12	12
3	13	13
4	14	14
6	16	16
7	17	17
8	18	18

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其八)

補償金單價(圓)		新築單價(圓)	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			73	74	74	75	76	77	78	78	79	80
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	1.00	35	35	35	36	36	36	36	36	36	36
		1.02	36	36	36	37	37	37	37	37	37	37
		1.04	36	36	36	37	37	37	37	37	37	37
		1.06	37	37	37	38	38	38	38	38	38	38
曳方ニ依ル場合*	塗壁ナキ時	1.00	29	29	29	29	30	30	30	30	30	30
		1.02	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31
		1.04	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31
		1.06	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32
曳方ニ依ル場合*		1.0	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		1.1	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
		1.2	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
		1.3	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
		1.4	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	1.5	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

(注意) fノ係數ハ第九表, *ノ係數ハ第十表参照

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其七)

補償金單價(圓)		新築單價(圓)	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			65	66	66	67	68	69	70	70	71	72
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	1.00	33	33	33	34	34	34	34	35	35	35
		1.02	34	34	34	35	35	35	35	36	36	36
		1.04	34	34	34	35	35	35	35	36	36	36
		1.06	35	35	35	36	36	36	36	37	37	37
曳方ニ依ル場合*	塗壁ナキ時	1.00	28	28	28	28	28	29	29	29	29	29
		1.02	29	29	29	29	29	30	30	30	30	30
		1.04	29	29	29	29	29	30	30	30	30	30
		1.06	30	30	30	30	30	31	31	31	31	31
曳方ニ依ル場合*		1.0	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		1.1	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		1.2	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
		1.3	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
		1.4	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	1.5	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18

(注意) fノ係數ハ第九表, *ノ係數ハ第十表参照

補償金單價(圓)		除却 (新築單價ノ八割)
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	
曳方ニ依ル場合*		

(注意)

(其五)

8	69	70
4	55	56
9	29	29
30	30	30
30	30	30
31	31	31
5	25	25
26	26	26
26	26	26
27	27	27
1	11	11
2	12	12
3	13	13
4	14	14
5	15	15
7	17	17

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其六)

補償金 新築 單價 (圓)		新築 單價 (圓)										
		71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)		57	58	58	59	60	61	62	62	63	64	
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗 壁 ア ル 時	1.00	30	30	30	31	31	31	32	32	32	33
		1.02	31	31	31	32	32	32	33	33	33	34
		1.04	31	31	31	32	32	32	33	33	33	34
		1.06	32	32	32	33	33	33	34	34	34	35
曳 方 ニ 依 ル 場 合 *	塗 壁 ナ キ 時	1.00	25	26	26	26	26	27	27	27	27	28
		1.02	26	27	27	27	27	28	28	28	28	29
		1.04	26	27	27	27	27	28	28	28	28	29
		1.06	27	28	28	28	28	29	29	29	29	30
	1.0	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	
	1.1	12	12	12	12	12	12	12	13	13	13	
	1.2	13	13	13	13	13	13	13	14	14	14	
	1.3	14	14	14	14	14	14	14	16	16	16	
	1.4	15	15	15	15	15	15	15	17	17	17	
	1.5	17	17	17	17	17	17	17	18	18	18	

(注意) fノ係數ハ第九表 *ノ係數ハ第十表参照

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其五)

補償金 單價(圓)		新築 單價(圓)		61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	
		除却ノ場合 (新築單價ノ八割)		49	50	50	51	52	53	54	54	55	56	
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗 壁 ア ル 時	1.00		26	27	27	27	28	28	28	29	29	29	
		1.02		27	28	28	28	29	29	29	30	30	30	
		1.04		27	28	28	28	29	29	29	30	30	30	
		1.06		28	29	29	29	30	30	30	31	31	31	
	塗 壁 ナ キ 時	1.00		23	23	23	23	24	24	24	24	25	25	25
		1.02		24	24	24	24	25	25	25	25	26	26	26
		1.04		24	24	24	24	25	25	25	25	26	26	26
		1.06		24	24	24	24	25	25	25	25	27	27	27
曳 方 ニ 依 ル 場 合 *	1.0		10	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
	1.1		11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	1.2		12	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
	1.3		13	13	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
	1.4		14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
1.5		15	15	17	17	17	17	17	17	17	17	17		

(注意) fノ係數ハ第九表,*ノ係數ハ第十表参照

補償金 單價		新築 單價		61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	
		除却ノ場合 (新築單價ノ八割)		49	50	50	51	52	53	54	54	55	56	
移 築 ニ 依 ル 場 合 f	塗 壁 ア ル 時	1.00		26	27	27	27	28	28	28	29	29	29	
		1.02		27	28	28	28	29	29	29	30	30	30	
		1.04		27	28	28	28	29	29	29	30	30	30	
		1.06		28	29	29	29	30	30	30	31	31	31	
	塗 壁 ナ キ 時	1.00		23	23	23	23	24	24	24	24	25	25	25
		1.02		24	24	24	24	25	25	25	25	26	26	26
		1.04		24	24	24	24	25	25	25	25	26	26	26
		1.06		24	24	24	24	25	25	25	25	27	27	27
曳 方 ニ 依 ル 場 合 *	1.0		10	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
	1.1		11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	1.2		12	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
	1.3		13	13	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
	1.4		14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
1.5		15	15	17	17	17	17	17	17	17	17	17		

(注意)

三)

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其四)

49	50
39	40
22	22
22	22
23	23
23	23
19	19
19	19
20	20
20	20
9	10
10	11
11	12
12	13
13	14
14	15

補償金價(圓)		新築 單價 (圓)	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			41	42	42	43	44	45	46	46	47	48
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	1.00	22	23	23	24	24	24	25	25	25	26
		1.02	22	24	24	25	25	25	26	26	26	27
		1.04	23	24	24	25	25	25	26	26	26	27
		1.06	23	24	24	25	25	25	27	27	27	28
曳方ニ依ル場合*	塗壁ナキ時	1.00	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22
		1.02	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22
		1.04	20	21	21	21	22	22	22	23	23	23
		1.06	20	21	21	21	22	22	22	23	23	23
		1.0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		1.1	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
		1.2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		1.3	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		1.4	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
		1.5	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

(注意) fノ係數ハ第九表,*ノ係數ハ第十表参照

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其三)

補償單價(圓)		新築單價(圓)	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			33	34	34	35	36	37	38	38	39	40
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	1.00	18	19	19	20	20	20	21	21	22	22
		1.02	18	19	19	20	20	20	21	21	22	22
		1.04	19	20	20	21	21	21	22	22	23	23
		1.06	19	20	20	21	21	21	22	22	23	23
	塗壁ナキ時	1.00	16	16	17	17	17	18	18	18	19	19
		1.02	16	16	17	17	17	18	18	18	19	19
		1.04	17	17	18	18	18	19	19	19	20	20
		1.06	17	17	18	18	18	19	19	19	20	20
曳方ニ依ル場合	1.0	9	9	9	9	9	9	9	9	9	10	
	1.1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	
	1.2	11	11	11	11	11	11	11	11	11	12	
	1.3	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13	
	1.4	13	13	13	13	13	13	13	13	13	14	
	1.5	14	14	14	14	14	14	14	14	14	15	

(注意) fノ係數ハ第九表,*ノ係數ハ第十表參照

補償單價(圓)		除却 (新築單價ノ八割)
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	
	塗壁ナキ時	
	f	
	*	
曳方ニ依ル場合	*	
	*	

(注意)

其一)

3	29	30
2	23	24
3	13	14
3	13	14
4	14	15
4	14	15
	12	12
1	12	12
1	13	13
2	13	13
	7	8
	8	9
	8	10
	9	10
0	10	11
1	11	12

第八表 木造建物補償金單價早見表 (其二)

補償金價(圓)		新築單價(圓)	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
除却ノ場合 (新築單價ノ八割)			25	26	26	27	28	29	30	30	31	32
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	1.00	14	15	15	15	16	16	17	17	18	18
		1.02	14	15	15	15	16	16	17	17	18	18
		1.04	15	16	16	16	17	17	18	18	19	19
		1.06	15	16	16	16	17	17	18	18	19	19
曳方ニ依ル場合*	塗壁ナキ時	1.00	12	13	13	13	14	14	14	15	15	16
		1.02	12	13	13	13	14	14	14	15	15	16
		1.04	13	14	14	14	15	15	15	16	16	17
		1.06	13	14	14	14	15	15	15	16	16	17
曳方ニ依ル場合*		1.0	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		1.1	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
		1.2	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		1.3	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		1.4	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	1.5	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

(注意) fノ係數ハ第九表,*ノ係數ハ第十表参照

第八表 木造建物補償金単價早見表 (其一)

補償金價(圓)		新築價(圓)	25 26 27 28 29 30					
			25	26	27	28	29	30
除却ノ場合 (新築價ノ八割)			20	21	22	22	23	24
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	1.00	12	12	12	13	13	14
		1.02	12	12	12	13	13	14
		1.04	13	13	13	14	14	15
		1.06	13	13	13	14	14	15
曳方ニ依ル場合	塗壁ナキ時	1.00	10	10	11	11	12	12
		1.02	10	10	11	11	12	12
		1.04	10	10	11	11	13	13
		1.06	11	11	12	12	13	13
曳方ニ依ル場合	1.0		7	7	7	7	7	8
	1.1		8	8	8	8	8	9
	1.2		8	8	8	8	8	10
	1.3		9	9	9	9	9	10
	1.4		10	10	10	10	10	11
	1.5		11	11	11	11	11	12

(注意) fノ係數ハ第九表、*ノ係數ハ第十表参照

補償金價(圓)		新築價(圓)	25 26 27 28 29 30					
			25	26	27	28	29	30
除却ノ場合 (新築價ノ八割)			20	21	22	22	23	24
移築ニ依ル場合	塗壁アル時	1.00	12	12	12	13	13	14
		1.02	12	12	12	13	13	14
		1.04	13	13	13	14	14	15
		1.06	13	13	13	14	14	15
曳方ニ依ル場合	塗壁ナキ時	1.00	10	10	11	11	12	12
		1.02	10	10	11	11	12	12
		1.04	10	10	11	11	13	13
		1.06	11	11	12	12	13	13
曳方ニ依ル場合	1.0		7	7	7	7	7	8
	1.1		8	8	8	8	8	9
	1.2		8	8	8	8	8	10
	1.3		9	9	9	9	9	10
	1.4		10	10	10	10	10	11
	1.5		11	11	11	11	11	12

(注意)

第二 工作物移轉料

イ 一般工作物

一 算定標準

工作物は大體に於て煉瓦造、石造の墻壁の如く移轉する場合には一旦之を解體して移轉先に於て其

第二 工作物移轉料

イ 一般工作物
一 算定標準

工作物は大體に於て煉瓦造、石造の墻壁の如く移轉する場合には一旦之を解體して移轉先に於て其の材料の一部を用ゐる又は新規材料を用ゐて之を築造するものと、板塀或は生子板塀の如く之を解體し其の材料を用ゐて再築するものと二種類あり、石造、煉瓦造等に在りては解除費は相當の額に上るを以て移轉したるときは解除費と移轉先の新築費に或る比率を乗じたるものとの合計を以て移轉料とす。

之を算式を以て表示すれば次の如し。

$$Q = aK + aSC'$$

茲に

Q	=	移	轉	料
a	=	移	轉	數量
K	=	解	除	單價
S	=	新	築	單價
C'	=	比		率

此の場合に於ては普通は移轉先に於て新築せる工作物は現在のものより價值大なるものを得ることとなるが故に比率C'を現在の状態に應じ變化せしむるを至當とす、現在の状態を左の如くに分ち之に對するC'の値に付き標準を定むること次の如し。

現在の状態	大	中	小	完
C'の値	1/4 以内	2/4 以内	3/4 以内	4/4 以内
	破損	破損	破損	全

乙 第三章 損害補償

井戸に對する補償金は解除費埋立の費用を加算せず従つて所有者は之を埋立つるを要せず實況に應じ整理施行者に於て埋立を行ふ。

板塀、生子板塀等の如きものに在りては其の種類多く一定比率に依り之を算出すること困難なるが爲個々の場合に於て其の實況に依り之を算出するものとす。

二 新築費及解除費

工作物の新築費及解除費の算定は個々の狀況に應じて其の都度之を定むるを可とするが故に建物の場合の如く劃一なる標準を定めざることとせり。

参考として第一表雜種工作物新築費及解除費單價表を作成し大體の基準とし統一を失はざらむことを期せり。

第一表 (當初のもの)

雜種工作物新築費及解除費單價表

突	二	五	五	十	尺
木	側	土	管	鉄筋	コンクリート
				一五〇〇〇〇	一九五〇〇〇
				一三〇	

雜種工作物新築費及解除費單價表

種類	井 (所ヶ一)										下 (間一)										壁				煙						
	深		二		三		四		五		六		間		間		間		間		間		間		間		間		間		間
木	新築	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇
	解除	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇	六七五〇
土	新築	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇
	解除	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇	六五〇〇
鉄管	新築	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇
	解除	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇
鉄筋コンクリート	新築	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇
	解除	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇
新築	新築	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇
	解除	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇
摘要	新築	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇
	解除	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇

摘要

一、木側ハ、櫓製厚一
寸一分ヲ標準トシ
長四尺継手四寸ヲ
見込ム
二、各井戸ハコンクリ
ト造流シ約半坪
ヲ含ム

一、土管伏下水、深サハ其
徑ノ三倍ヲ標準トス
二、石造下水ハ大谷石ヲ
標準トス
三、コンクリートハ一、三、六、調
合トシ内部ニ目潰ヲタメ
上塗ヲナスモノトス
四、縁石ハ硬石須賀川ヲ
標準トス
五、コンクリート下水ハ解
除後ノ利用少キヲ以テ
コンクリートノ解除ヲナ
サズ其儘埋立ヲナス
モノトス

一、切石、場合ハ地形、例
ニ準ズ
二、間知石、面ハ四拾四積
ヲ標準トス
三、板塀ハ土臺付猫石据高
六尺ヲ標準トス
四、鉄板塀ハ据建式波形鉄
板張ヲ標準トス
五、木柵ハ土臺付猫石据高
六尺ヲ標準トス
六、鑄鉄製出来合面ヲ標
準トス
一、土管及鉄板製煙突ハコ
ンクリート及煉瓦積基
礎ヲ含ム
二、鉄板ハ徑一尺以下、モノハ
一分、鉄板ヲ一尺五寸ハ一分
五厘ヲ標準トス

ロ 機械工作物

一 算定方針

工作物中機械類の移轉料は特別なるものを除き普通の場合に在りては其の機械を移轉するに要すべき解体費、運搬費、組立費、補修費、雑費、保管費及基礎あるものは其の基礎の移轉費との合計を以て移轉料となすを原則とす。

故に建物除却部分に在る機械と雖其の移轉料は上記の如く算定するを原則とし配管の類にして建物の除却に伴ひ當然其の設備も除却せられ再用せられざるが如き種類に屬するものに限り之を除却として取扱ひ其の補償金は普通工作物の除却と同一趣旨に於て算定す、即ち解体費と新築費との合計より解除材の賣却價格を控除せる金額を以て補償金とするものなり。

尙此の際其の設備の現在價值を考ふること普通工作物の場合と同様とす、而して上記原則に依る算定の統一衡平を期するが爲上記の各費目に付別表の通其の標準を定めたり。

依つて、通常の場合には別表に據り別表に掲記なきものに付きては別表中類似のものに準據し別表を應用し難きものに在りては個々の狀況を參酌して其の都度之を算定するものなり。

尙別表に掲記しある機械と雖其の實況に依り別表標準に據り難き實狀に在るものに付ては之を特別のものとして個々に算定するものとす。

二 勞 銀

解体費、組立費、及運搬費は之に要する勞力を基礎として算定し解体組立等の際に要する油、布片等の消耗品費は之を雜費とし別に掲上す、職工、人夫を分ち四種とし其の勞銀を左の通り定む(其の後一回改訂せり)

一 特殊職工	一日	四圓八十錢	二 普通職工	一日	三圓八十錢
三 特殊人夫	一日	三圓四十錢	四 普通人夫	一日	二圓五十錢

乙 第三章 損害補償

特殊職工は特殊の機械にして普通職工にては到底組立、解体の作業不可能なる場合に計上す。

普通職工は普通一般の場合に計上す。

特殊人夫とは重量大且運搬に特殊の技能を必要とする場合に計上す。

普通人夫とは普通の場合に計上す。

三 移轉料算出の方法

以下別表作製の趣旨及之を運用して移轉料を算出する方法を説明すべし。

(一) 解体費及組立費

第二表は各種機械一臺に要する人数を計上し之に應ずる勞銀を掲記せり、然れども茲に異例あり簡單なるものに在りては所要人数は職工一人、人夫一人なれども延人員は各々半人にて可なることあり。即ち職工一人、人夫一人にて一臺を半日にて終了する如きものあり、右の如き種類のものが數臺同一工場に存するときは其の機械一臺分の勞銀の數倍を以て解体費或は組立費とするは至當ならず故に右の如き種類のものに付ては「一臺平均」なる別欄を設け勞力を其の歩合にて掲記し置けり。別表の運用に當りては此の歩合の合計が其の機械一臺に要する勞力に満たざるときは一臺分を要するものとし、又此の合計に於て小數點以下の數あるとき「〇四」以下は「〇五」に繰り上げ「〇五」以上のものは之を「一」に繰り上げるものとす。

(二) 運搬費

運搬費は勞力及車馬賃とを基として算定す。

重量は機械全體の重量に非ずして運搬に便なる如く解体したるもの個々のものに付ての重量なり八十貫以上のものは特殊人夫を計上せり。

解体したる機械を運搬するに當りては建物移轉工事の關係上一時之を他に保管するの要あり換言すれば現位置より直に移轉位置に運搬し難き事情のもの多數なるべし、即ち第一次に現位置より或る

場所に運搬し次で第二次に移轉位置に運搬するものなり。

今假りに前者を第一運搬と稱し後者を第二運搬と呼びむとす、而して第一運搬の距離は大體に於て建物の移轉距離を以て運搬距離とし第二運搬の距離は總て十間以内とす、但し屋内運搬に止り他の場所に保管する必要なき場合には第一運搬のみとす。

解體したる機械を運搬するに當りては建物移轉工事の關係上一時之を他に保管するの要あり換言すれば現位置より直に移轉位置に運搬し難き事情のもの多數なるべし、即ち第一次に現位置より或る

場所に運搬し次で第二次に移轉位置に運搬するものなり。

今假りに前者を第一運搬と稱し後者を第二運搬と呼ぶとす、而して第一運搬の距離は大體に於て建物の移轉距離を以て運搬距離とし第二運搬の距離は總て十間以内とす、但し屋内運搬に止り他の場所に保管する必要なき場合には第一運搬のみとす。

以上の如くなるを以て運搬は左の如く算出せらるべし。

移轉距離十間以内の場合

移轉距離十間以内の運搬費の二倍

移轉距離十間を超過する場合

移轉距離十間以内の運搬費の二倍と其の距離に應ずる車馬賃との合計

但し第一運搬のみの場合には「移轉距離十間以内の運搬費を二倍せず。

第三表ノ一中「人夫比率」欄は解體組立の場合に於ける「一臺平均」欄と同一趣旨より出でたるものなり故に人夫比率の合計が夫等の機械中最大重量のもの、人夫數に満たざるときは其の最大重量のもの、人夫數を以て所要人夫とし人夫比率の合計が小數點下〇・四以下なるときは之を〇・五に〇・五以上なるときは之を一に繰り上げ別表運用の詳細に付ては別紙例題を参照すべし。

(三) 補修費

機械を解體組立運搬するために機械の性質上補修を要することあり此の場合に於ては實況に應じ實費見積により補修費を算出す。

(四) 雜費

解體、組立に要する消耗品費及運搬の際に於ける棍路「ワイヤロープ」道板、杭木「ウインチ」デヤツキ「檣」臺等の損料の合計の謂にして第四表に掲記するが如きものにして解體費及組立費の合計金額に應じて其の額を決定するものなり。

(五) 保管費

第一運搬と第二運搬との間の期間特に保管費用を見積るの必要ある場合には實況に應じ實費見積に據るものとす。

乙 第三章 損害補償

同	同	同	ト タ レ ツ	同	同	同	ス ロ ツ チ ン グ マ シ	同	グ ラ イ ン デ ン グ マ ン	同	グ ラ イ ン ダ ー	グ シ リ ン グ マ シ ン
同	四 呎	同	六 呎	同	同	同	十二 吋	同	内 四 百 外 貫	同	同	以 上 三 百 貫
平 均 一 臺	一 臺	平 均 一 臺	一 臺	平 均 一 臺	一 臺	平 均 一 臺	一 臺	平 均 一 臺	一 臺	平 均 一 臺	一 臺	平 均 一 臺
〇・三	一	〇・三	一	〇・四	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・二	一	〇・五
一・二五〇・三	三・八〇	一・二五〇・三	三・八〇	一・五二	三・八〇	一・二五〇・六	三・八〇	一・二五〇・六	三・八〇	〇・三	三・八〇	〇・九五〇・二五
〇・八三〇・六	二・五〇	〇・八三〇・六	二・五〇	三・〇〇	七・五〇	一・六五〇・九	五・〇〇	一・六三〇・九	五・〇〇	一	一	〇・六三
二・〇八	六・三〇	二・〇八	六・三〇	四・五二	一・一三〇	二・九〇〇・三	八・八〇	二・九〇	八・八〇	三・八	三・八〇	一・五八〇・三
〇・四	一	〇・五	一	〇・七	一	〇・三	一	〇・五	一	〇・二	一	〇・三
一・五二	三・八〇	一・九〇	三・八〇	二・六六	三・八〇	一・二五	三・八〇	一・九〇	三・八〇	〇・七六	三・八〇	一・二五〇・三
一・〇〇	二・五〇	一・二五	二・五〇	七・五〇	二・二五〇	二・五〇	七・五〇	三・七五	七・五〇	一	一	〇・八三〇・六
〇・八	二	一	二	三・七	六	一・三	四	二	四	〇・二	一	二・〇八
二・五二	六・三〇	三・一五	六・三〇	一〇・一六	一六・三〇	三・七五	一・三〇	二・五・六五	一・三〇	〇・七六	三・八〇	二・〇八
四・六〇	二・六〇	五・三〇	二・六〇	一四・六八	二七・六〇	六・六五	二〇・一〇	八・五五	二〇・一〇	一・二四	七・六〇	三・六〇
同	同	同	カ ウ ン タ 付									同

同	同	同	同	同	同	同	同	主	同	同	同	發電機
同	同	同	同	同	同	同	同	軸	同	同	同	三キロ
平均尺	平均本	一本	平均尺	平均本	一本	平均尺	平均本	軸	同	五キロ	同	一臺
〇・二五	〇・二五	一	〇・〇四	〇・〇四	一	〇・三三	〇・三三	同	同	一	〇・二五	一
〇・一〇〇・二五	〇・九五〇・二五	三・八〇	〇・一五〇・〇四	一・五二〇・〇四	三・八〇	〇・一三〇・三三	一・二五〇・三三	一	三・八〇	一・二五〇・六六	〇・九五〇・二五	三・八〇
〇・〇六〇・〇五	〇・〇六三〇・五	二・五〇	〇・一〇〇・〇八	一・〇〇〇・〇八	二・五〇	〇・〇八〇・六六	〇・八三〇・六六	二	二・五〇	一・五〇〇・九九	〇・六三〇・五	二・五〇
〇・一六〇・〇五	一・五八〇・五	六・三〇	〇・二五〇・一	二・五二〇・一	六・三〇	〇・二二〇・〇七	二・〇八〇・〇七	一	六・三〇	二・九〇〇・四	一・五八〇・三三	六・三〇
〇・一九〇・〇五	一・九〇〇・五	三・八〇	〇・三八〇・一	三・八〇〇・一	三・八〇	〇・二七〇・〇七	二・六六〇・〇七	一	三・八〇	一・五二〇・八	一・二五〇・三三	三・八〇
〇・一三〇・一	一・二五〇・一	二・五〇	〇・二五〇・二	二・五〇〇・二	二・五〇	〇・一八〇・〇四	一・七五〇・一四	二	二・五〇	二・〇〇〇・一二	〇・八三〇・六六	二・五〇
〇・三三〇・二	三・二五〇・二	六・三〇	〇・六三〇・三	六・三〇〇・三	六・三〇	〇・四四五	四・四四一	二	六・三〇	三・五二〇・二	二・〇八〇・八	六・三〇
〇・四八〇・三	四・七三〇・三	二・六〇	〇・八八〇・四	八・八二〇・四	二・六〇	〇・六六〇・五	六・四九一	二	二・六〇	六・四二〇・三	三・六六〇・九	二・六〇

同	同	主
同	同	軸
一尺	平均本	一本
〇・三三	〇・三三	一
〇・一三〇・三三	一・二五〇・三三	三・八〇
〇・〇八〇・六六	〇・八三〇・六六	二・五〇
〇・一六〇・〇五	一・五八〇・五	六・三〇
〇・一九〇・〇五	一・九〇〇・五	三・八〇
〇・一三〇・一	一・二五〇・一	二・五〇
〇・三三〇・二	三・二五〇・二	六・三〇
〇・四八〇・三	四・七三〇・三	二・六〇

付メタル
プ
レ
ル
及

場床
下
合ノ

場床
ノ
合下

機械重量	拾		以		金額	機械重量	拾		以		金額
	個數	人夫	人夫率	金額			個數	人夫	人夫率	金額	
拾貫	一六	一	〇・一	二・五 ^円	參百貫	四	三	〇・八	一〇・五 ^円		
貳拾貫	九	一	〇・一	二・五	四百貫	四	三	〇・八	一〇・五		
參拾貫	一六	二	〇・二	五・〇	五百貫	四	四	一・〇	一四・〇		
五拾貫	九	二	〇・三	五・〇	六百貫	四	四	一・〇	一四・〇		
八拾貫	六	二	〇・四	七・〇	七百貫	四	五	一・三	一七・五		
百貫	六	二	〇・四	七・〇	壹千貫	三	六	二・〇	二二・〇		
百五十貫	五	二	〇・四	七・〇	千五百貫	二	八	四・〇	二八・〇		
貳百貫	五	三	〇・六	一〇・五	貳千貫	二	一〇	五・〇	三五・〇		

第三表の一 (當初のもの)

機械類運搬費標準表

主軸	同	同
徑二寸 外長 十二呎	同	同
一本	平均本	平均尺
一	〇・三	〇・三
三・八〇	一・二五	〇・三
一	〇・三	〇・三
二・五〇	〇・八三	〇・八
二	二・〇八	〇・六
六・三〇	二・〇七	〇・六
一	〇・七	〇・八
三・八〇	二・六	〇・七
一	〇・七	〇・七
二・五〇	一・七五	〇・七
二	一・四	〇・四
六・三〇	四・四	〇・四
二・六	六・九	〇・五
場ノ 台下	同	同

乙 第三章 損害補償
 第三表の二 (當初のもの)
 車馬賃標準表

機 械 重 量	運 搬	金 額	一丁以内		五丁以内	
			運搬回数	一回分金額	運搬回数	一回分金額
貳拾貫未滿	手車 四分ノ一	〇・八七 ^円	五	〇・一七 ^円	三	〇・二六 ^円
四拾貫未滿	手車 二分ノ一	一・八〇	五	〇・三四	三	〇・五
八拾貫未滿	手車	三・五〇	五	〇・七〇	三	一・二〇
百六拾貫未滿	手車	七・〇〇	五	一・四〇	三	二・三〇
參百貫未滿	馬力	八・〇〇	五	一・六〇	三	二・六〇
參百八拾貫未滿	手馬車力	一一・五〇	五	二・三〇	三	三・八〇
四百六拾貫未滿	手馬車力	一五・〇〇	五	三・〇〇	三	五・〇〇
六百貫未滿	馬力	一六・〇〇	五	三・二〇	三	五・五〇
六百八拾貫未滿	手馬車力	一九・五〇	五	三・九〇	三	六・五〇
七百六拾貫未滿	手馬車力	二三・〇〇	五	四・六〇	三	七・六〇

九百貫未滿	馬力	三	二四・〇〇	五	四・八〇	三	八・〇〇
九百八拾貫未滿	手馬車力	一三	二七・五〇	五	五・一〇	三	九・一〇
千貳百貫未滿	馬力	四	三〇・〇〇	五	五・九〇	三	九・九〇

六百八拾貫未滿	手車	一	一九・五〇	五	三・九〇	六・五〇
七百六拾貫未滿	手車力	二	一三・〇〇	五	四・六〇	七・六〇

九百貫未滿	馬力	三	一四・〇〇	五	四・八〇	八・〇〇
九百八拾貫未滿	手馬力	一三	一七・五〇	五	五・一〇	九・一〇
千貳百貫未滿	馬力	四	一九・六〇	五	五・九〇	九・九〇
千五百貫未滿	馬力	五	二五・二〇	五	七・〇〇	一一・七〇
千八百貫未滿	馬力	六	四〇・八〇	五	八・一〇	一三・六〇
貳千貫未滿	馬力	七	四六・四〇	五	九・三〇	一五・四〇
貳千四百貫未滿	馬力	八	五二・〇〇	五	一〇・四〇	一七・三〇
貳千七百貫未滿	馬力	九	五七・六〇	五	一一・五〇	一九・一〇
參千貫未滿	馬力	一〇	六三・二〇	五	一二・六〇	二一・〇〇

第四表 (當初のもの)

機械移轉料雜費標準表

組立費合計金額	雜費	組立費合計金額	雜費	組立費合計金額	雜費
拾圓	二・〇〇 ^円	貳拾圓	三・〇〇 ^円	參拾圓	四・〇〇 ^円

乙 第三章 損害補償

四拾圓	五拾圓	六拾圓	七拾圓	八拾圓	九拾圓	百圓	百拾圓	百參拾圓	百四拾圓	百六拾圓	百七拾圓	百九拾圓	貳百拾圓	貳百參拾圓
-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	------	------	------	------	------	------	-------

五〇〇	六〇〇	六五〇	七〇〇	八〇〇	九〇〇	一〇〇〇	一〇五〇	一三〇〇	一四〇〇	一六〇〇	一七〇〇	一八〇〇	一九〇〇	二〇〇〇
貳百五拾圓	貳百七拾圓	參百圓	參百貳拾圓	參百四拾圓	參百六拾圓	參百八拾圓	四百圓	四百參拾圓	四百六拾圓	五百圓	五百五拾圓	六百圓	六百五拾圓	七百圓

二五〇	三〇〇	三五〇	四〇〇	四五〇	五〇〇	五五〇	六〇〇	六五〇	七〇〇	七五〇	八〇〇	八五〇	九〇〇	九五〇
七百五拾圓	八百圓	八百五拾圓	九百圓	九百五拾圓	一千圓	一千參拾圓	一千六拾圓	一千九拾圓	二千圓	二千五拾圓	三千圓	三千五拾圓	四千圓	四千五拾圓

四一五〇	四三〇〇	四四〇〇	四四五〇	四六〇〇	四八〇〇	五〇〇〇	五二〇〇	五四〇〇	五五〇〇	五六〇〇	五七〇〇	五八〇〇	五九〇〇	六〇〇〇
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

貳千圓	貳千貳百圓	貳千圓
-----	-------	-----

六〇〇	七〇〇	七〇〇
參千四百圓	參千六百圓	參千八百圓

八三〇	八五〇	八〇〇
五千貳百圓	五千七百圓	六千貳百圓

一〇〇〇	一〇五〇	一一〇〇
------	------	------

印刷機	菊	四頁	一二〇	三・二	二・六	一・〇	八・五	〇・七五	六・三八	〇・五	六・〇	〇・四〇	二・四〇	八・七六
同	菊	八頁	三〇〇	五・六	三・五	一・〇	一六・〇	〇・七五	一一・〇〇	〇・五	一一・〇	〇・四〇	四・四〇	一六・四〇
同	菊	一六頁	七五〇	四・六	四・〇	一・五	三三・六	〇・七五	二五・二〇	〇・七	一四・〇	〇・四〇	五・六〇	三〇・八〇
同		四、六頁	一〇〇	二・七	二・四	一・〇	六・五	〇・七五	四・八八	〇・五	五・〇	〇・四〇	二・〇〇	六・八八
同		四、六頁	二五〇	四・二	三・三	一・〇	一四・〇	〇・七五	一〇・五五	〇・五	九・五〇	〇・四〇	三・八〇	一四・三〇
同		四、六一六頁	六〇〇	五・二	三・八	一・五	三〇・〇	〇・七五	二三・五〇	〇・七	一八・〇〇	〇・四〇	七・二〇	二九・七〇

印刷機

電動機	三馬力	二	二・五	二・〇	二・〇	一〇・〇	〇・七五	七・五〇	〇・五	三・五	〇・四〇	一・四〇	八・九〇
同	五馬力	二	三・〇	二・〇	二・〇	一二・〇	〇・七五	九・〇〇	〇・五	四・〇	〇・四〇	一・六〇	一〇・六〇
同	七・五馬力	三	三・〇	二・五	二・五	一九・〇	〇・七五	一四・二五	〇・七	七・〇	〇・四〇	二・八〇	一七・〇五
同	一〇馬力	八	三・〇	二・五	二・五	二〇・五	〇・七五	一五・三八	〇・七	七・〇	〇・四〇	二・八〇	一八・一八
同	一五馬力	九	三・〇	二・五	二・五	二二・五	〇・七五	一六・八八	〇・七	八・〇	〇・四〇	三・二〇	二〇・〇八
同	二〇馬力	一六	三・五	二・五	二・五	二六・五	〇・七五	一九・八八	〇・七	九・〇	〇・四〇	三・六〇	二三・四八
同	二五馬力	二三	三・五	三・〇	三・〇	三三・五	〇・七五	二三・六三	〇・七	一〇・五	〇・四〇	四・二〇	二七・八三
同	三〇馬力	二五	四・〇	三・〇	三・〇	三六・〇	〇・七五	二七・〇〇	〇・七	一二・〇	〇・四〇	四・八〇	三三・八〇
同	五〇馬力	二九	五・五	三・五	三・五	六七・五	〇・七五	五〇・六三	一・〇	二五・〇	〇・四〇	一〇・〇〇	六〇・六三
同	七五馬力	三六	五・八	三・六	三・五	七三・〇	〇・七五	五四・七五	一・〇	二七・〇	〇・四〇	一〇・八〇	六五・五五
同	一〇〇馬力	五三	六・〇	四・〇	四・〇	九六・〇	〇・七五	七二・〇〇	一・〇	三〇・五	〇・四〇	一二・二八	八四・二〇

印刷機	四、六二四頁	八〇〇	六・二	四・四	一・八	四九・〇	〇・七五	三六・七五	〇・七	二四・〇〇	〇・四〇	九・六〇	四六・三五
同	四、六三二頁	一、一〇〇	七・五	四・六	二・〇	六九・〇	〇・七五	五一・七五	一・〇	四二・〇〇	〇・四〇	一六・八〇	六八・五五
オフセット印刷機	四、六半截	一、三〇〇	六・〇	四・〇	二・五	六〇・〇	〇・七五	四五・〇〇	一・〇	三〇・〇	〇・四〇	二二・〇〇	五七・二〇

同	同
四、六	四、六
一六頁	一六頁
六〇〇	二五〇
五二	四二
三八	三三
一五	一〇
三〇〇	一四〇
〇七五	〇七五
三三五〇	一〇五五
〇七	〇五
一八〇〇	九五〇
〇四〇	〇四〇
七二〇	三八〇
一九七〇	一四三〇

印刷機	四、六	二四頁	八〇〇	六二	四四	一八	四九〇	〇七五	三六七五	〇七	二四〇〇	〇四〇	九六〇	四六三五
同	四、六	三二頁	一、〇〇〇	七五	四六	二〇	六九〇	〇七五	五二七五	一〇	四二〇〇	〇四〇	一六八〇	六八五五
オフセツト印刷機	四、六	半截	一、三〇〇	六〇	四〇	二五	六〇〇	〇七五	四五〇〇	一〇	三〇〇〇	〇四〇	二二〇〇	五七二〇
同	四、六	全版	一、九〇〇	九〇	五二	二五	一七〇	〇七五	八七七五	一〇	五六〇	〇四〇	二二四〇	一一〇一五
アルミ印刷機	四、六	半截	一、七五〇	五〇	四〇	二〇	四〇〇	〇七五	三〇〇〇	〇七	一八〇	〇四〇	七二〇	三七二〇
同	四、六	全版	一、二〇〇	九〇	四六	二五	一三〇	〇七五	七七六三	一〇	五〇〇	〇四〇	二〇〇〇	九七六三
金泊印刷機	四、六	全版	一、七五〇	一〇〇	三〇	二〇	二四〇	〇七五	一八〇〇	〇七	一一五	〇四〇	四〇〇	二二六〇
石版機	菊	半截	一、二〇〇	九〇	四六	二〇	八三〇	〇七五	六二二五	〇七	三五〇	〇四〇	一四〇〇	七六二五
同	四、六	半截	一、五〇〇	一〇〇	六〇	二〇	二〇〇	〇七五	九〇〇〇	一〇	七〇〇	〇四〇	二八〇〇	一一八〇〇
同	四、六	四截	九〇〇	八〇	四〇	二〇	六四〇	〇七五	四八〇〇	一〇	四〇〇	〇四〇	一六〇〇	六四〇〇
版磨機	四、六	全版	一〇〇	三五	三五	一五	一八五	〇七五	一三八八	〇五	八〇	〇四〇	三二〇	一七〇八
裁斷機	尺	四寸	一五〇	三〇	二四	一五	一一〇	〇七五	八二五	〇五	五〇	〇四〇	二〇〇	一〇二五
同	二	尺	三〇〇	三〇	三〇	二〇	二〇五	〇七五	一五三八	〇五	六五	〇四〇	二六〇	一七九八
同	二	尺三寸	五〇〇	三六	三二	二五	二九〇	〇七五	二二七五	〇五	七五	〇四〇	三〇〇	二四七五
同	二	尺八寸	七〇〇	四〇	三四	三〇	四一〇	〇七五	三〇七五	〇七	八五	〇四〇	三四〇	三四一五

工
作
機
械

旋盤	三呎	五	一〇〇〇	二〇〇	一〇〇	四〇	〇七五	三〇〇	〇五五	二五	〇四〇	一〇〇	四〇〇
同	四呎	五	一〇〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	〇七五	三〇〇	〇五五	二五	〇四〇	一〇〇	四〇〇

乙 第三章 損害補償

第三 造作移轉料

建物所有者の所有に屬せざる造作の移轉に付ては建物の移轉工法に應じ造作の新設費に一定の比率を乗じたるものを以て標準とす、其の算出の方法は建物移轉料と同様とす、造作移轉料を建物移轉料と同様の方法により之を算出するは一見稍高率に失するの嫌あれども左記理由に依り之を概括して考ふるときは其の妥當なるを覺ゆ。

一 除却の場合

建物が除却せらるゝ場合に在りては其の部分に在る造作は建物と同様實際除却せらるゝものあり天井、床の如し又疊、襖の如く取外し自由のものと同様在來使用の場所には使用し得ざるを以て造作は大に價値を失ひたるものと看做すを以て至當とす。

二 移築の場合

造作は之を大別すれば建物に取り付けたるものと取外し自由のものに分つことを得、而して取付あるものは移築の場合には取り外し、保管運搬及取り付けの費用を要す可きを以て之を建物と同様の比率を以て補償するに何等の不可なし、取り外し自由のものは取り外し及取り付けに要する費用は些少なれども襖、障子、疊の如きものは保管と修理とに相當費用を要すべし、以上の如く考ふるときは移築の場合建物と同一比率を以て移轉料を算出するを至當とす。

三 曳方の場合

曳方の場合に在りては取り付けある造作は建物に取り付けたる儘移轉し得べく別途に費用を要せず、取り外し自由のものは二階家に在りては之を二階に收容して保管し得、平家に在りても床を取り外さざる工法を行へば二階建と同様なり、床を外すとせば襖、疊の如き内部に在る造作は別に保管と運搬とに費用を要す、右の如く考ふるときは取り付けのものと取り外し自由のものに要する

費用は彼此相殺し移築の場合の半分位即ち曳方の比率を以て移轉料を算出するを至當とす可し。

第四 動産移轉料

建物其の他の工作物の移轉命令又は、之に關する豫告を受けたる所有者又は占有者が疊、建具其の他の造作を除きたる家財、商品、材料品、器具等の動産を所有するときは之を現在地より一時假居住地に移轉し、更に假居住地より換地豫定地に運搬するを普通とするを以て大體二回分の運搬費を見積り補償することとしたるも、假居住地に運搬することなく直に換地豫定地に移轉し得べしと認めらるゝ場合、例へば木材、石材、古金物等の如き屋外に存置するものゝ如きは一回分の運搬費を補償することゝ爲したり、左に動産移轉料算定に關する取扱方を記述すべし。

一 實地調査の際は移轉計畫圖を携帯し、要移轉建物と換地豫定地の關係並移轉工法(一部除却、移築等の區分)等に依り動産移轉の要否を觀察し、移轉を要すべき動産の品目數量を調査し、之に一定標準を適用して移轉料を算定したり。

二 移轉料は動産を現在地より假居住地に運搬する費用及假居住地より換地豫定地に運搬する費用の合計額とす、但し戸外に放置しあるものにして假居住地に運搬する必要なきものに付ては直に換地豫定地に運搬するものとして計算す。

三 移轉距離は第一回移轉及第二回移轉共一里と看做し移轉料を計算す。

四 建物の一部切り取りのみの場合に於て動産を屋内にて移轉するに過ぎざるときは人夫賃のみを計算す。

五 動産は其の種類又は數量等の如何に依り之を重量貫又は容積才を以て計算したる上荷馬車又は手車臺數に換算して其の運搬費を計算す、但し特殊の取扱を要するものに在りては實狀に應ずる様其の運搬費を計算す。

六 商工貨物は重量貫又は容積才を以て計算し、家財は總て容積才を以て計算す、其の取扱區分に依る主たる品目左の如し。

甲 重量貫を以て計算するもの

車臺數に換算して其の運搬費を計算す、但し特殊の取扱を要するものに在りては實狀に應ずる様其の運搬費を計算す。

六 商工貨物は重量貫又は容積才を以て計算し、家財は總て容積才を以て計算す、其の取扱區分に依る主たる品目左の如し。
 甲 重量貫を以て計算するもの

麻	衣	傘	煉	果	コ	釀	セ	乳	骨	可	味	木	磨	塗	履
苧類	類及杖	類及杖	瓦類	物類	ルク原料	造原料	メント類	類及其製品		燃性液體	噌	材及其製品	紙	料	物
石	織物	菓	看	鑛	酒	消	染	茶	角	經	醬	藥	陶	肉	馬
灰	類	類	板	物	類	防	料		木	油		品	器	類及其製品	具
石	織物	紙	魚	礦	砂	食	顔	コ	鐵	卸	酢	野	土	農	雙
類及其製品	製	類	貝類及其製品	糖	類	鹽	料	ー	道	類	類	菜	砂	具	物
糸	貝殼及其製品	硝	漁	物	敷	清	竹	網	油	襪	水	電	燈	糊	パ
類	類の一部	子	具	鑛	物	涼				類	話	話	器	膠	ル
印刷機械及其用具	樂器類	板	具	油	類	飲	水	脂	蠟	紙	襪	料	類	類	プ
		皮	金屬及其製品	タ	種	料	石	繩	繩	鏡	眼	砥	度	灰	肥
		革	爾類及其製品	ール類及其製品	子	類	卵	燭	燭	鏡	鏡	量	衡	料	料

乙 第三章 損害補償

乙 容積(才)を以て計算するもの

曹	武器類	船舶具類	帳簿	書籍	香	類
製鉛カーボン及其の製品	穀粉	澱粉	粉	穀	石	類
達	ゴム類及其の製品	印刷物等	類			類

丙 特殊品にして臨機見積を要するもの

花帽	養蠶用具	寫真用具	小間物類	靴行	海藻類及其の製品	醫療器具類
子繭	綿織物	幻燈用具	コルク製品	硝子製	海綿	植木
袋物類	葉類及其の製品	干草	祭禮具	玩具	家具	團扇
文房具類等	藤柳類及其の製品	寢具	蠶種	草菌類及其の製品	樂器の一部	運動用具
	刷毛	蒲器	漆器	毛髮羽毛	駕籠	演藝用具
	木製	團	團	類	類	具

一個の重量五十貫以上又は容積大にして取扱至難のもの其の他危険なる物品又は破損し易き取扱品等

金	機械類	庫	車	突	輜	臺	類
	書畫骨董品	火	藥	瓦	斯	類	品
	美術品	模	型	標	本	類	畜

七 重量の算出は左の標準に依る。

木材一石(十立方尺)平均五十貫

石材一才(一立方尺)平均硬石二十三貫軟石十八貫

セメント大樽一本五十貫(半樽は二本、袋入三分の一は三袋、同四分の一は四袋を以て一本に換算す)

一個の重量五十貫以上又は容積大にして取扱至難のもの其の他危険なる物品又は破損し易き取扱品等

七 重量の算出は左の標準に依る。

木材一石(十立方尺)平均五十貫

石材一才(一立方尺)平均硬石二十三貫軟石十八貫

セメント大樽一本五十貫半樽は二本、袋入三分の一は三袋、同四分の一は四袋を以て一本に換算す

土砂、砂利、割栗石、碎石各一坪(六尺立方)平均二千五百貫

煉瓦百本に付六十七貫

酒、醬油、味噌大樽入一挺平均二十三貫

醬油一斗樽入一挺平均六貫

麥酒四打一箱平均二十四貫

米、麥四斗入一俵十六貫

八 運搬費の計算は大體左記に依る。

(1) 運搬費は荷造、荷解其の他雜役に従事する人夫賃、荷造材料代、荷馬車又は手車賃等の合計額とす。

(2) 人夫賃は普通人夫と特殊人夫とに分ち、普通人夫は引越手傳、荷造、荷解其の他雜役に使用するもの、特殊人夫は重量品及取扱至難の運搬作業に使用するものとし其の傭役賃金とす。

(3) 荷造費は繩、蕙、釘、板等の如き荷造材料に要する費用を計算す。

(4) 荷馬車賃 荷馬車一臺の積載量を三百貫又は二百四十才とし其の傭役賃金とす、但し三臺を超過るときは超過一臺毎に普通賃金の七割を以て計算す。

(5) 手車賃 手車一臺の積載量を八十貫又は六十四才とし其の傭役賃金とす。

(6) 各種傭役賃金は概ね左記標準に依る但し著しく時價に變動ありたるときは改訂するものとす(大

正十五年八月改訂したるも當初決定のものを掲ぐ

摘		要		單		位		一日の備役賃金	
牛	荷	手	特	普	牛	荷	手	特	普
車	馬車	車	人	人	一臺	同	同	一人	同
一	同	同	一	同	一	同	同	一	同
一五〇〇	八〇〇	三五〇	三五〇	二五〇	一五〇〇	八〇〇	三五〇	三五〇	二五〇

九 前記各項に依り難き特殊の事情あるものは實況に應ずる様斟酌増減を爲したり。
 十 動産移轉料計算に關する標準を擧ぐれば左の如し。

(1) 一般標準

移轉工期中假居住地に運搬し移轉完了後假居住地より換地豫定地へ移轉するものに付前後二回の運搬費を補償するものとし一般に適用するもの。

動産移轉料算出表 (當初のもの)

番號	數	量	運搬賃金		人夫賃金		荷造		合計	補償額 (上記金額の二倍)
			手車數	馬車數	人夫數	賃金	材料費	賃金		
一	八十貫又ハ六十四才未滿	手車 一臺	一	一	一	一	〇・五〇	四・〇〇	八・〇〇	
二	百六十貫又ハ百二十八才未滿	手車 二	二	二	一	一	〇・八〇	七・八〇	一五・六〇	

三	三百貫又ハ二百四十才未滿	荷馬車 一	一	一	一	一	一・〇〇	二・五〇	三・五〇
四	三百八十貫又ハ三百四十才未滿	手荷馬車 一	一	一	一	一	一・〇〇	二・五〇	三・五〇

二百六十貫又八百二十八才未滿
手車
二
七〇〇
|
|
〇・八〇
七・八〇
一五・六〇

三	三百貫又八百四十才未滿	荷馬車	一	八〇〇	一	二・五〇	一〇〇	二・五〇	一三〇〇
四	三百八十貫又八百四才未滿	手荷馬車	一一	一一・五〇	一	二・五〇	一〇〇	二・五〇	三〇〇〇
五	四百六十貫又八百六十八才未滿	手荷馬車	二一	一五・〇〇	一	二・五〇	一〇〇	二・五〇	三八〇〇
六	六百貫又八百八十才未滿	荷馬車	二	一六〇〇	二	二・五〇	二〇〇	二・五〇	四六〇〇
七	六百八十貫又八百四十四才未滿	手荷馬車	一二	一九・五〇	二	二・五〇	二〇〇	二・五〇	五五〇〇
八	七百六十貫又八百八才未滿	手荷馬車	二二	二三・〇〇	二	二・五〇	二五〇	二・五〇	六一〇〇
九	九百貫又八百二十才未滿	荷馬車	三	二四・〇〇	三	二・五〇	三〇〇	二・五〇	六九〇〇
〇	九百八十貫又八百八十四才未滿	手荷馬車	一三	二七・五〇	三	二・五〇	三〇〇	二・五〇	七六〇〇
一	二千二百貫又八百六十才未滿	荷馬車	四	二九・六〇	三	二・五〇	四〇〇	二・五〇	八二〇〇
二	三千二百八十貫又八百二十四才未滿	手荷馬車	一四	三三・一〇	三	二・五〇	四〇〇	二・五〇	八九二〇
三	三千五百貫又八百二十才未滿	荷馬車	五	三五・二〇	四	二・五〇	五〇〇	二・五〇	一〇〇四〇
四	四千五百八十貫又八百六十四才未滿	手荷馬車	一五	三八・七〇	四	二・五〇	五〇〇	二・五〇	一〇七四〇
五	五千八百貫又八百四十四才未滿	荷馬車	六	四〇・八〇	四	二・五〇	六〇〇	二・五〇	一二三六〇

乙 第三章 損害補償

一六	千八百八十貫又八千五百四才未滿	荷馬車	一六	四・三〇	四	一〇・〇〇	六・〇〇	六〇・三〇	二〇・六〇
一七	二千百貫又八千六百八十才未滿	荷馬車	七	四・四〇	五	二・五〇	七・〇〇	六五・九〇	二三・八〇
一八	二千百八十貫又八千七百四十四才未滿	荷馬車	一七	四・九〇	五	二・五〇	七・〇〇	六九・四〇	二八・八〇
一九	二千四百貫又八千九百二十才未滿	荷馬車	八	五・〇〇	五	二・五〇	八・〇〇	七三・五〇	三三・五〇
二〇	二千四百八十貫又八千九百八十四才未滿	荷馬車	一八	五・五〇	五	二・五〇	八・〇〇	七六・〇〇	三五・〇〇
二一	二千七百貫又八千二百六十才未滿	荷馬車	九	五・六〇	六	二・五〇	九・〇〇	八〇・六〇	三六・二〇
二二	二千七百八十貫又八千二百二十四才未滿	荷馬車	一九	六・一〇	六	二・五〇	九・〇〇	八三・一〇	三七・二〇
二三	三千貫又八千四百才未滿	荷馬車	一〇	六・二〇	六	二・五〇	一〇・〇〇	八六・二〇	三七・四〇
二四	三千八十貫又八千四百六十四才未滿	荷馬車	一〇	六・七〇	六	二・五〇	一〇・〇〇	九一・七〇	三八・四〇
二五	三千三百貫又八千六百四十才未滿	荷馬車	二	六・八〇	七	二・五〇	一一・〇〇	九七・三〇	三九・六〇
二六	三千三百八十貫又八千七百四才未滿	荷馬車	一二	七・三〇	七	二・五〇	一一・〇〇	一〇〇・八〇	四一・六〇
二七	三千六百貫又八千八百八十才未滿	荷馬車	三	七・四〇	七	二・五〇	一一・〇〇	一〇三・九〇	四二・八〇
二八	三千六百八十貫又八千九百四十四才未滿	荷馬車	一二	七・九〇	七	二・五〇	一一・〇〇	一〇七・四〇	四四・八〇

二九	三千九百貫又八千三百二十才未滿	荷馬車	三	八・〇〇	七	二・五〇	一一・〇〇	一一〇・五〇	四六・〇〇
三〇	三千九百八十貫又八千三百八十四才未滿	荷馬車	一三	八・五〇	七	二・五〇	一一・〇〇	一一四・〇〇	四八・〇〇

元	三千九百貫又ハ三千二百二十才未滿	荷馬車	一三	八〇〇〇	七	一七・五〇	一三・〇〇	二一〇・五〇	二二・〇〇
言	三千九百八十貫又ハ三千八百八十四才未滿	手荷馬車	一三	八三・五〇	七	一七・五〇	一三・〇〇	二一〇・五〇	二二・〇〇
三	四千二百貫又ハ三千三百六十才未滿	荷馬車	一四	八五・六〇	八	二〇・〇〇	一四・〇〇	二一九・六〇	二五・九〇
三	四千二百八十貫又ハ三千四百二十四才未滿	手荷馬車	一四	八九・一〇	八	二〇・〇〇	一四・〇〇	二二三・一〇	二四・六〇
三	四千五百貫又ハ三千六百才未滿	荷馬車	一五	九一・二〇	八	二〇・〇〇	一五・〇〇	二二六・二〇	二五・四〇
言	四千五百八十貫又ハ三千六百六十四才未滿	手荷馬車	一五	九四・七〇	八	二〇・〇〇	一五・〇〇	二二九・七〇	二五・九〇
三	四千八百貫又ハ三千八百四十才未滿	荷馬車	一六	九六・八〇	八	二〇・〇〇	一六・〇〇	二三三・八〇	二六・五〇
三	四千八百八十貫又ハ三千九百四才未滿	手荷馬車	一六	一〇〇・三〇	八	二〇・〇〇	一六・〇〇	二三六・三〇	二七・一〇
毛	五千百貫又ハ四千八十才未滿	荷馬車	一七	一〇二・四〇	九	二三・五〇	一七・〇〇	二四一・九〇	二八・八〇
三	五千百八十貫又ハ四千四百四十四才未滿	手荷馬車	一七	一〇五・九〇	九	二三・五〇	一七・〇〇	二四五・四〇	二九・八〇
元	五千四百貫又ハ四千三百二十才未滿	荷馬車	一八	一〇八・〇〇	九	二三・五〇	一八・〇〇	二四八・五〇	二九・七〇
四	五千四百八十貫又ハ四千三百八十四才未滿	手荷馬車	一八	一一一・五〇	九	二三・五〇	一八・〇〇	二五二・〇〇	三〇・四〇
四	五千七百貫又ハ四千五百六十才未滿	荷馬車	一九	一二三・六〇	九	二三・五〇	一九・〇〇	二五五・一〇	三〇・二〇

乙 第三章 損害補償

四	五千七百八十貫又ハ四千六百二十四才未滿	荷馬車	一九	二七・一〇	九	二五・〇〇	一九・〇〇	二五・八〇	三三・七・二〇
四	六千貫又ハ四千八百才未滿	荷馬車	二〇	二九・二〇	一〇	二五・〇〇	二〇・〇〇	二六・二〇	三三・八・四〇
四	六千八十貫又ハ四千八百六十四才未滿	荷馬車	二〇	二三・七〇	一〇	二五・〇〇	二〇・〇〇	二七・七〇	三三・五・四〇
四	六千三百貫又ハ五千四十才未滿	荷馬車	二二	二四・八〇	一〇	二五・〇〇	二〇・〇〇	二七・八〇	三三・一・六〇
四	六千三百八十貫又ハ五千四百才未滿	荷馬車	二二	二八・三〇	一〇	二五・〇〇	二〇・〇〇	二九・三〇	三三・八・六〇
四	六千六百貫又ハ五千二百八十才未滿	荷馬車	二三	三〇・四〇	一〇	二五・〇〇	二〇・〇〇	二九・四〇	三三・四・八〇
四	六千六百八十貫又ハ五千三百四十四才未滿	荷馬車	二三	三三・九〇	一〇	二五・〇〇	二〇・〇〇	二八・九〇	三三・六・八〇
四	六千九百貫又ハ五千五百二十才未滿	荷馬車	二三	三六・〇〇	一〇	二五・五〇	二三・〇〇	二八・五〇	三三・三・〇〇
五	六千九百八十貫又ハ五千五百八十四才未滿	荷馬車	二三	三九・五〇	一〇	二七・五〇	二三・〇〇	二九・〇〇	三三・〇・〇〇
五	七千二百貫又ハ五千七百六十才未滿	荷馬車	二四	四一・六〇	一〇	二七・五〇	二四・〇〇	二九・一〇	三三・六・二〇
五	七千二百八十貫又ハ五千八百二十四才未滿	荷馬車	二四	四五・一〇	一〇	二七・五〇	二四・〇〇	二九・六〇	三三・三・二〇
五	七千五百貫又ハ六千才未滿	荷馬車	二五	四七・二〇	一〇	二七・五〇	二五・〇〇	二九・七〇	三三・九・四〇
五	七千五百八十貫又ハ六千六十四才未滿	荷馬車	二五	五〇・七〇	一〇	二七・五〇	二五・〇〇	二九・八〇	三三・六・四〇

五	七千八百貫又ハ六千二百四十才未滿	荷馬車	二六	五二・八〇	一〇	二七・五〇	二六・〇〇	三〇・八〇	三三・七・六〇
五	七千八百八十貫又ハ六千三百四十才未滿	荷馬車	二六	五六・三〇	一〇	二七・五〇	二六・〇〇	三〇・九〇	三三・四・六〇

酉 七千五百八十貫又ハ六千六十四才未滿
 手荷馬車 二五二五〇・七〇
 二二 二七・五〇
 一五・〇〇 二四・一〇 四六・六〇

至	七千八百貫又ハ六千二百四十才未滿	荷馬車	二六一五・八〇	三	三〇・〇〇	二六・〇〇 二八・八〇 四七・六〇
癸	七千八百八十貫又ハ六千三百四十才未滿	手荷馬車	二六一五・三〇	三	三〇・〇〇	二六・〇〇 二二・三〇 四四・六〇
壬	八千百貫又ハ六千四百八十才未滿	荷馬車	二七一五・四〇	三	三〇・〇〇	二七・〇〇 二五・四〇 四三・八〇
癸	八千八百八十貫又ハ六千五百四十四才未滿	手荷馬車	二七一六・九〇	三	三〇・〇〇	二七・〇〇 二八・九〇 四七・八〇
丑	八千四百貫又ハ六千七百二十才未滿	荷馬車	二六一四・〇〇	三	三〇・〇〇	二六・〇〇 三三・〇〇 四四・〇〇
寅	八千四百八十貫又ハ六千七百八十四才未滿	手荷馬車	二六一七・五〇	三	三〇・〇〇	二六・〇〇 三五・五〇 四五・〇〇
卯	八千七百貫又ハ六千九百六十才未滿	荷馬車	二六一九・六〇	三	三三・五〇	二九・〇〇 三一・一〇 四六・二〇
辰	八千七百八十貫又ハ七千二十四才未滿	手荷馬車	二六一七・一〇	三	三三・五〇	二九・〇〇 三四・六〇 四九・二〇
巳	九千貫又ハ七千二百才未滿	荷馬車	二七一五・二〇	三	三三・五〇	三〇・〇〇 三七・七〇 四七・五〇
午	九千八十貫又ハ七千二百六十四才未滿	手荷馬車	二七一七・七〇	三	三三・五〇	三〇・〇〇 三九・一〇 四八・四〇
未	九千三百貫又ハ七千四百四十才未滿	荷馬車	二二一〇・八〇	三	三三・五〇	三〇・〇〇 三四・三〇 四八・六〇
申	九千三百八十貫又ハ七千五百四十才未滿	手荷馬車	二二一四・三〇	三	三三・五〇	三〇・〇〇 三四・八〇 四九・六〇
酉	九千六百貫又ハ七千六百八十才未滿	荷馬車	二二一六・四〇	四	三三・〇〇	三二・〇〇 三五・四〇 五〇・六〇

乙 第三章 損害補償

六	九千六百八十貫又ハ七千七百四十四才未滿	荷馬車	三	一八・九〇	一四	三五・〇〇	三二・〇〇	三二・九五	五三・八〇
九	九千九百貫又ハ七千九百二十才未滿	荷馬車	三	一九・〇〇	一四	三五・〇〇	三三・〇〇	三三・〇〇	五〇・〇〇
十	九千九百八十貫又ハ七千九百八十四才未滿	荷馬車	三	一九・五〇	一四	三五・〇〇	三三・〇〇	三三・五〇	五七・〇〇
十一	一萬二百貫又ハ八千六百六十才未滿	荷馬車	三	一九・六〇	一四	三五・〇〇	三三・〇〇	三三・六〇	五三・二〇
十二	一萬二百八十貫又ハ八千二百二十四才未滿	荷馬車	三	二〇・一〇	一四	三五・〇〇	三三・〇〇	三三・七〇	五〇・二〇
十三	一萬五百貫又ハ八千四百才未滿	荷馬車	三	二〇・二〇	一五	三七・五〇	三五・〇〇	三五・七五	五五・四〇
十四	一萬五百八十貫又ハ八千四百六十四才未滿	荷馬車	三	二〇・七〇	一五	三七・五〇	三五・〇〇	三五・九〇	五八・四〇
十五	一萬八百貫又ハ八千六百四十才未滿	荷馬車	三	二〇・八〇	一五	三七・五〇	三五・〇〇	三六・〇〇	五四・六〇
十六	一萬八百八十貫又ハ八千七百四十才未滿	荷馬車	三	二一・三〇	一五	三七・五〇	三五・〇〇	三六・五〇	五七・六〇
十七	一萬千貫又ハ八千八百八十才未滿	荷馬車	三	二四・四〇	一五	三七・五〇	三七・〇〇	二八・九〇	五七・八〇
十八	一萬千八百八十貫又ハ八千九百四十四才未滿	荷馬車	三	二七・九〇	一五	三七・五〇	三七・〇〇	二九・四〇	五八・八〇
十九	一萬千四百貫又ハ九千二百二十才未滿	荷馬車	三	三〇・〇〇	一六	四〇・〇〇	三八・〇〇	二九・〇〇	五九・〇〇
二十	一萬千四百八十貫又ハ九千八百八十四才未滿	荷馬車	三	三三・五〇	一六	四〇・〇〇	三八・〇〇	三一・五〇	六三・〇〇

二十一	一萬千七百貫又ハ九千三百六十才未滿	荷馬車	三	三五・六〇	一六	四〇・〇〇	三九・〇〇	三〇・四〇	六九・一〇
二十二	一萬千七百八十貫又ハ九千四百二十四才未滿	荷馬車	三	三九・一〇	一六	四〇・〇〇	三九・〇〇	三〇・八〇	六一・二〇

九	一萬千四百八十貫又八千九百二十四才未滿	荷馬車	元三〇・〇〇	一六	四〇・〇〇	元〇・〇〇	元〇・〇〇
八〇	一萬千四百八十貫又八千九百八十四才未滿	手荷馬車	元三三・五〇	一六	四〇・〇〇	元八・〇〇	元〇・〇〇

八一	一萬千七百貫又八千九百三十六才未滿	荷馬車	元三五・六〇	一六	四〇・〇〇	三元〇・〇〇	元四・六〇
八二	一萬千七百八十貫又八千九百二十四才未滿	手荷馬車	元三九・一〇	一六	四〇・〇〇	三元〇・〇〇	元八・一〇
八三	一萬二千貫又八千九百六十才未滿	荷馬車	元四三・二〇	一六	四〇・〇〇	元〇・〇〇	元一一・二〇
八四	一萬二千八十貫又八千九百六十四才未滿	手荷馬車	元四七・七〇	一六	四〇・〇〇	元〇・〇〇	元三四・七〇
八五	一萬二千三百貫又八千九百四十才未滿	荷馬車	元五二・八〇	一七	四二・五〇	元〇・〇〇	元三〇・三〇
八六	一萬二千三百八十貫又八千九百四十才未滿	手荷馬車	元五七・三〇	一七	四二・五〇	元〇・〇〇	元三三・八〇
八七	一萬二千六百貫又八千九百八十才未滿	荷馬車	元六二・四〇	一七	四二・五〇	元〇・〇〇	元三六・九〇
八八	一萬二千六百八十貫又八千九百四十四才未滿	手荷馬車	元六六・九〇	一七	四二・五〇	元〇・〇〇	元四〇・八〇
八九	一萬二千九百貫又八千九百二十才未滿	荷馬車	元七二・〇〇	一七	四二・五〇	元〇・〇〇	元四三・九〇
九〇	一萬二千九百八十貫又八千九百四十四才未滿	手荷馬車	元七六・五〇	一七	四二・五〇	元〇・〇〇	元四七・〇〇
九一	一萬三千二百貫又八千九百六十才未滿	荷馬車	元八一・六〇	一八	四五・〇〇	元〇・〇〇	元五〇・一〇
九二	一萬三千二百八十貫又八千九百二十四才未滿	手荷馬車	元八六・一〇	一八	四五・〇〇	元〇・〇〇	元五三・二〇
九三	一萬三千五百貫又八千九百八十才未滿	荷馬車	元九一・二〇	一八	四五・〇〇	元〇・〇〇	元五六・三〇

乙 第三章 損害補償

四	一萬三千五百八十貫又ハ一萬八百六十四才未滿	荷馬車 手車	一五 一三二・七〇	一八	四五・〇〇	四五・〇〇	三三・七〇	七五・四〇
五	一萬三千八百貫又ハ一萬千四十才未滿	荷馬車	一四 一四四・八〇	一八	四五・〇〇	四六・〇〇	三五・八〇	七一・六〇
六	一萬三千八百八十貫又ハ一萬千四百才未滿	荷馬車 手車	一四 一三八・三〇	一八	四五・〇〇	四六・〇〇	三五・三〇	七八・六〇
七	一萬四千百貫又ハ一萬千二百八十才未滿	荷馬車	一四 一七〇・四〇	一九	四七・五〇	四七・〇〇	三六・九〇	七九・八〇
八	一萬四千百八十貫又ハ一萬千三百四十四才未滿	荷馬車 手車	一四 一七三・九〇	一九	四七・五〇	四七・〇〇	三六・四〇	七六・八〇
九	一萬四千四百貫又ハ一萬千五百二十才未滿	荷馬車	一四 一七六・〇〇	一九	四七・五〇	四八・〇〇	三七・五〇	七四・〇〇
一〇	一萬四千四百八十貫又ハ一萬千五百八十四才未滿	荷馬車 手車	一四 一七九・五〇	一九	四七・五〇	四八・〇〇	三七・〇〇	七三・〇〇
一一	一萬四千七百貫又ハ一萬千七百六十才未滿	荷馬車	一四 一八二・六〇	一九	四七・五〇	四九・〇〇	三七・八〇	七六・二〇
一二	一萬四千七百八十貫又ハ一萬千八百二十四才未滿	荷馬車 手車	一四 一八五・一〇	一九	四七・五〇	四九・〇〇	三八・六〇	七六・三〇
一三	一萬五千貫又ハ一萬二千才未滿	荷馬車	一五 一八七・二〇	二〇	五〇・〇〇	五〇・〇〇	三八・七〇	七四・四〇
一四	一萬五千八十貫又ハ一萬二千六十四才未滿	荷馬車 手車	一五 一九〇・七〇	二〇	五〇・〇〇	五〇・〇〇	三九・七〇	七四・四〇

(2) 大量商工貨物移轉料に關するもの

倉庫、納屋、物置等に藏置し在る大量商工貨物は概ね荷造濟の物多く破損、腐敗等の虞も尠なく且同一種類のもの尠からざるが故に積卸等も容易にして従つて普通動産に比較すれば運搬費も低

廉にて移轉し得らるゝが故に是等動産にして總數量三千貫又は二千四百才以上のものに對しては大量商工貨物として左記計算に依る事とし普通動産と別個の取扱を爲せり。

(イ) 荷馬車一臺の積載量三百貫又は才積二百四十才一日の運搬回數四回と定め一日の傭役賃金は八圓とす又人夫一日の作業力は九百貫又は七百二十才此の傭役賃金二圓五十錢とせり、而して

倉庫、納屋、物置等に藏置し在る大量商工貨物は概ね荷造済の物多く破損、腐敗等の虞も尠なく且同一種類のもの尠からざるが故に積卸等も容易にして従つて普通動産に比較すれば運搬費も低

廉にて移轉し得らるゝが故に是等動産にして總數量三千貫又は二千四百才以上のものに對しては大量商工貨物として左記計算に依る事とし普通動産と別個の取扱を爲せり。

(イ) 荷馬車一臺の積載量三百貫又は才積二百四十才一日の運搬回數四回と定め一日の傭役賃金は八圓とす又人夫一日の作業力は九百貫又は七百二十才此の傭役賃金二圓五十錢とせり、而して總數量三千貫又は二千四百才以上なるときは其の超過數量に付荷馬車積載數重六百貫又は四百八十才毎に荷馬車一臺の二分の一の賃金即ち四圓、人夫作業力は四百五十貫又は三百六十才毎に人夫半人分此の賃金一圓二十五錢づゝ加算するものとす。

(ロ) 重量容積特に大なるもの、荷積等に特に手敷を要するもの、又は其の運搬に困難なるもの等に付ては實況に應じ移轉料の算定を爲せり。

大量商工貨物移轉料算出表 (當初のもの)

番 號	數 量	運搬賃金		人夫賃金		合 計	補償金額 (上記金額 ノ二倍)
		荷馬 車數	賃 金	人 夫數	賃 金		
一	三千貫又ハ二千四百才以上	二・五	二〇・〇〇	三・五	八・七五	二八・七五	五七・五
二	三千六百貫又ハ二千八百八十才迄	三・〇	二四・〇〇	四・〇	一〇・〇〇	三四・〇〇	六八・〇〇
三	四千二百貫又ハ三千三百六十才迄	三・五	二八・〇〇	五・〇	一三・五〇	四一・五〇	八三・〇〇
四	四千八百貫又ハ三千八百四十才迄	四・〇	三二・〇〇	五・五	一七・二五	四九・二五	九八・五〇
五	五千四百貫又ハ四千三百二十才迄	四・五	三六・〇〇	六・〇	二一・〇〇	五七・〇〇	一一四・〇〇
六	六千貫又ハ四千八百才迄	五・〇	四〇・〇〇	七・〇	二四・七五	六四・七五	一二九・五〇

七	六千六百貫又ハ五千二百八十才迄	五・五	四〇〇	七・五	一八・七五	六三・七五	二五・五
八	七千二百貫又ハ五千七百六十才迄	六〇	四〇〇	八〇	二〇・〇〇	六〇	一三・〇〇
九	七千八百貫又ハ六千二百四十才迄	六・五	五〇〇	九〇	二三・五〇	七〇	一四・〇〇
一〇	八千四百貫又ハ六千七百二十才迄	七〇	五〇〇	九・五	二三・七五	七五	一五・五〇
一一	九千貫又ハ七千一百才迄	七・五	六〇〇	一〇	二五・〇〇	八五	一七・〇〇
一二	九千六百貫又ハ七千六百八十才迄	八〇	六〇〇	一〇	二七・五〇	九〇	一八・〇〇
一三	一萬二百貫又ハ八千六百六十才迄	八・五	六〇〇	一一・五	二八・七五	九五	一九・七五
一四	一萬八百貫又ハ八千四百四十才迄	九〇	七〇〇	一二	三〇・〇〇	一〇〇	二〇・〇〇
一五	一萬四千四百貫又ハ九千二百二十才迄	九・五	七〇〇	一三	三二・五〇	一〇五	二一・〇〇
一六	一萬二千貫又ハ九千六百才迄	一〇	八〇〇	一三・五	三三・七五	一一〇	二二・五〇
一七	一萬二千六百貫又ハ一萬八十才迄	一〇・五	八〇〇	一四	三五・〇〇	一一五	二三・〇〇
一八	一萬三千二百貫又ハ一萬五百六十才迄	一一〇	八〇〇	一五	三七・五〇	一二〇	二三・五〇
一九	一萬三千八百貫又ハ一萬四千四十才迄	一一・五	九〇〇	一五・五	三八・七五	一二五	二四・〇〇
二〇	一萬四千四百貫又ハ一萬五千二百才迄	一二〇	九〇〇	一六	四〇・〇〇	一三〇	二五・〇〇
二一	一萬五千貫又ハ一萬二千才迄	一二・五	一〇〇〇	一七	四二・五〇	一三五	二五・五〇
二二	一萬五千六百貫又ハ一萬二千四百八十才迄	一三〇	一〇〇〇	一七・五	四三・七五	一四〇	二六・〇〇
二三	一萬六千二百貫又ハ一萬二千九百六十才迄	一三・五	一〇〇〇	一八	四五・〇〇	一四五	二六・五〇
二四	一萬六千八百貫又ハ一萬三千四百四十才迄	一四〇	一二〇〇	一九	四七・五〇	一五〇	二七・〇〇
二五	一萬七千四百貫又ハ一萬三千九百二十才迄	一四・五	一二〇〇	一九・五	四八・七五	一五五	二七・五〇

二六	一萬八千貫又ハ一萬四千四百才迄	一五〇	一二〇〇	二〇	五〇・〇〇	一七〇	二八・〇〇
二七	一萬八千六百貫又ハ一萬四千八百八十才迄	一五・五	一二〇〇	二〇	五一・五〇	一七五	二八・五〇
二八	一萬九千二百貫又ハ一萬五千三百六十才迄	一六〇	一二〇〇	二一	五三・七五	一八〇	二九・〇〇

二四	一萬六千八百貫又八一萬三千四百四十才迄	一四〇	一一二〇〇	一九〇	四七・五〇	一五九・五〇	三九〇
二五	一萬七千四百貫又八一萬三千九百二十才迄	一四・五	一一六〇〇	一九・五	四八・七五	一六四・七五	三九〇

二六	一萬八千貫又八一萬四千四百才迄	一五〇	一二〇〇〇	二〇〇	五〇・〇〇	一七〇・〇〇	三四〇・〇〇
二七	一萬八千六百貫又八一萬四千八百八十才迄	一五・五	一二四〇〇	二一〇	五二・五〇	一七六・五〇	三五五・〇〇
二八	一萬九千二百貫又八一萬五千三百六十才迄	一六〇	一二八〇〇	二二五	五五・七五	一八一・七五	三六三・五〇
二九	一萬九千八百貫又八一萬五千八百四十才迄	一六・五	一二三〇〇	二三〇	五五・〇〇	一八七・〇〇	三七四・〇〇
三〇	二萬四百貫又八一萬六千三百二十才迄	一七〇	一二六〇〇	二三〇	五七・五〇	一九三・五〇	三八七・〇〇
三一	二萬千貫又八一萬六千八百才迄	一七・五	一四〇〇〇	二三・五	五八・七五	一九八・七五	三九七・五〇
三二	二萬千六百貫又八一萬七千二百八十才迄	一八〇	一四四〇〇	二四〇	六〇・〇〇	二〇四・〇〇	四〇八・〇〇
三三	二萬二千二百貫又八一萬七千七百六十才迄	一八・五	一四八〇〇	二五〇	六二・五〇	二一〇・五〇	四二〇・〇〇
三四	二萬二千八百貫又八一萬八千二百四十才迄	一九〇	一五二〇〇	二五・五	六三・七五	二一五・七五	四三一・五〇
三五	二萬三千四百貫又八一萬八千七百二十才迄	一九・五	一五六〇〇	二六〇	六五・〇〇	二二一・〇〇	四四二・〇〇
三六	二萬四千貫又八一萬九千一百才迄	二〇〇	一六〇〇〇	二七〇	六七・五〇	二二七・五〇	四五五・〇〇
三七	二萬四千六百貫又八一萬九千六百八十才迄	二〇・五	一六四〇〇	二七・五	六八・七五	二三三・七五	四六五・五〇
三八	二萬五千二百貫又八一萬二千六百六十才迄	二一〇	一六八〇〇	二八〇	七〇・〇〇	二三八・〇〇	四七六・〇〇
三九	二萬五千八百貫又八一萬六千四百四十才迄	二一・五	一七二〇〇	二九〇	七二・五〇	二四四・五〇	四八九・〇〇
四〇	二萬六千四百貫又八一萬二千二百才迄	二二〇	一七六〇〇	二九・五	七三・七五	二四九・七五	四九九・五〇
四一	二萬七千貫又八一萬二千六百才迄	二三〇	一八〇〇〇	三〇〇	七五・〇〇	二五五・〇〇	五一〇・〇〇
四二	二萬七千六百貫又八一萬二千八百八十才迄	二三・〇	一八四〇〇	三〇	七七・五〇	二六一・五〇	五一三・〇〇
四三	二萬八千二百貫又八一萬二千五百六十才迄	二三・五	一八八〇〇	三一・五	七八・七五	二六六・七五	五二三・五〇
四四	二萬八千八百貫又八一萬三千四十才迄	二四〇	一九二〇〇	三二〇	八〇・〇〇	二七二・〇〇	五四四・〇〇

乙 第三章 損害補償

四五	二萬九千四百貫又八二萬三千五百二十才迄	一四・五	一六・〇〇	三三・〇	八二・五〇	二七八・五〇	五五七・〇〇
四六	三萬貫又八二萬四千才迄	一五・〇	一〇〇・〇〇	三三・五	八三・七五	二八三・七五	五六七・五〇
四七	三萬六百貫又八二萬四千四百八十才迄	一五・五	二〇四・〇〇	三四・〇	八五・〇〇	二八九・〇〇	五七八・〇〇
四八	三萬千二百貫又八二萬四千九百六十才迄	一六・〇	二〇八・〇〇	三四・五	八七・五〇	二九五・五〇	五九一・〇〇
四九	三萬千八百貫又八二萬五千四百四十才迄	一六・五	二二二・〇〇	三五・五	八八・七五	三〇〇・七五	六〇一・五〇
五〇	三萬二千四百貫又八二萬五千九百二十才迄	一七・〇	二二六・〇〇	三六・〇	九〇・〇〇	三〇六・〇〇	六一二・〇〇
五一	三萬三千貫又八二萬六千四百才迄	一七・五	二三〇・〇〇	三七・〇	九二・五〇	三一二・五〇	六二二・〇〇
五二	三萬三千六百貫又八二萬六千八百八十才迄	一八・〇	二三四・〇〇	三七・五	九三・七五	三一七・七五	六三五・五〇
五三	三萬四千二百貫又八二萬七千三百六十才迄	一八・五	二三八・〇〇	三八・〇	九五・〇〇	三二三・〇〇	六四六・〇〇
五四	三萬四千八百貫又八二萬七千八百四十才迄	一九・〇	二三二・〇〇	三九・〇	九七・五〇	三三九・五〇	六五九・〇〇
五五	三萬五千四百貫又八二萬八千三百二十才迄	一九・五	二三六・〇〇	三九・五	九八・七五	三四四・七五	六六九・五〇
五六	三萬六千貫又八二萬八千八百才迄	二〇・〇	二四〇・〇〇	四〇・〇	一〇〇・〇〇	三四〇・〇〇	六八〇・〇〇
五七	三萬六千六百貫又八二萬九千二百八十才迄	二〇・五	二四四・〇〇	四〇・五	一〇二・五〇	三四六・五〇	六九三・〇〇
五八	三萬七千二百貫又八二萬九千七百六十才迄	三一・〇	二四八・〇〇	四一・五	一〇三・七五	三五二・七五	七〇三・五〇
五九	三萬七千八百貫又八三萬二百四十才迄	三一・五	二五二・〇〇	四二・〇	一〇五・〇〇	三五七・〇〇	七一四・〇〇
六〇	三萬八千四百貫又八三萬二百八十才迄	三二・〇	二五六・〇〇	四三・〇	一〇七・五〇	三六三・五〇	七二四・〇〇
六一	三萬九千貫又八三萬三千二百才迄	三二・五	二六〇・〇〇	四三・五	一〇八・七五	三六八・七五	七三七・五〇
六二	三萬九千六百貫又八三萬三千六百八十才迄	三三・〇	二六四・〇〇	四四・〇	一一〇・〇〇	三七四・〇〇	七四八・〇〇
六三	四萬二百貫又八三萬四千二百六十才迄	三三・五	二六八・〇〇	四五・〇	一一二・五〇	三八〇・五〇	七六一・〇〇

六四	四萬八百貫又八三萬二千六百四十才迄	三四・〇	二七二・〇〇	四五・五	一一三・七五	三八五・七五	七七一・五〇
六五	四萬千四百貫又八三萬三千二百二十才迄	三四・五	二七六・〇〇	四六・〇	一一五・〇〇	三九一・〇〇	七八二・〇〇
六六	四萬二千貫又八三萬三千六百才迄	三五・〇	二八〇・〇〇	四七・〇	一一七・五〇	三九七・五〇	七九五・〇〇

六二	三萬九千六百貫又八三萬千六百八十才迄	三三〇	二六四〇〇	四四〇二一〇〇〇	三五四〇〇	七四八〇〇
六三	四萬二百貫又八三萬二千六百八十才迄	三三五	二六八〇〇	四五〇二二〇〇〇	三八〇五〇	七六一〇〇

六四	四萬八百貫又八三萬二千六百四十才迄	三四〇	二七二〇〇	四五五二一三五	三八五七五	七七一五〇
六五	四萬千四百貫又八三萬三千百二十才迄	三四五	二七六〇〇	四六〇二二五〇〇	三九一〇〇	七八二〇〇
六六	四萬二千貫又八三萬三千六百才迄	三五〇	二八〇〇〇	四七〇二七五〇〇	三九七五〇	七九五〇〇
六七	四萬二千六百貫又八三萬四千八十才迄	三五五	二八四〇〇	四七五二八七五	四〇三七五	八〇五五〇
六八	四萬三千二百貫又八三萬四千五百六十才迄	三六〇	二八八〇〇	四八〇三〇〇〇〇	四〇八〇〇	八一六〇〇
六九	四萬三千八百貫又八三萬四千四十才迄	三六五	二九二〇〇	四九〇三三〇〇〇	四一四〇〇	八二六〇〇
七〇	四萬四千四百貫又八三萬五千二百才迄	三七〇	二九六〇〇	四九五三三三五	四一九七五	八三六〇〇
七一	四萬五千貫又八三萬五千才迄	三七五	三〇〇〇〇	五〇〇三五〇〇〇	四二五〇〇	八四六〇〇
七二	四萬五千六百貫又八三萬六千四百八十才迄	三八〇	三〇四〇〇	五〇二七五〇〇	四三一〇〇	八五六〇〇
七三	四萬六千二百貫又八三萬六千九百六十才迄	三八五	三〇八〇〇	五〇五二八七五	四三六七五	八六六〇〇
七四	四萬六千八百貫又八三萬七千四百四十才迄	三九〇	三一二〇〇	五〇七三〇〇〇〇	四四三〇〇	八七六〇〇
七五	四萬七千四百貫又八三萬七千九百二十才迄	三九五	三一六〇〇	五〇九三三五〇	四四八〇〇	八八六〇〇
七六	四萬八千貫又八三萬八千四百才迄	四〇〇	三二〇〇〇	五一一三五七五	四五三〇〇	八九六〇〇
七七	四萬八千六百貫又八三萬八千八百八十才迄	四〇五	三二四〇〇	五一三三〇〇〇	四五九〇〇	九〇六〇〇
七八	四萬九千二百貫又八三萬九千三百六十才迄	四一〇	三二八〇〇	五一五三七五〇	四六五〇〇	九一六〇〇
七九	四萬九千八百貫又八三萬九千八百四十才迄	四一五	三三二〇〇	五一七三八七五	四七〇七五	九二六〇〇
八〇	五萬四百貫又八四萬三百一十才迄	四二〇	三三六〇〇	五二〇二四〇〇〇	四七六〇〇	九三六〇〇
八一	五萬一千貫又八四萬八百才迄	四二五	三四〇〇〇	五二二四二五〇	四八二〇〇	九四六〇〇
八二	五萬一千六百貫又八四萬九千二百八十才迄	四三〇	三四四〇〇	五二四四七五	四八七五	九五六〇〇

乙 第三章 損害補償

八三	五萬二千二百貫又ハ四萬一千七百六十才迄	四三・五	三四八・〇〇	五八・〇一四・〇〇	四九三・〇〇	九八六・〇〇
八四	五萬二千八百貫又ハ四萬二千二百四十才迄	四四・〇	三五二・〇〇	五九・〇一四・七・五〇	四九七・五〇	九九九・〇〇
八五	五萬三千四百貫又ハ四萬二千七百二十才迄	四四・五	三五六・〇〇	五九・五一四・八・七五	五〇一・七五	一、〇〇九・五〇
八六	五萬四千貫又ハ四萬三千二百才迄	四五・〇	三六〇・〇〇	六〇・〇一五・〇・〇〇	五〇六・〇〇	一、〇一〇・〇〇
八七	五萬四千六百貫又ハ四萬三千六百八十才迄	四五・五	三六四・〇〇	六〇・〇一五・二・五〇	五〇九・五〇	一、〇一〇・〇〇
八八	五萬五千二百貫又ハ四萬四千六百六十才迄	四六・〇	三六八・〇〇	六〇・五一五・五・七五	五一三・七五	一、〇一〇・〇〇
八九	五萬五千八百貫又ハ四萬四千六百四十才迄	四六・五	三七二・〇〇	六〇・〇一五・〇・〇〇	五一七・〇〇	一、〇一〇・〇〇
九〇	五萬六千四百貫又ハ四萬五千二百才迄	四七・〇	三七六・〇〇	六〇・〇一五・五・五〇	五二〇・五〇	一、〇一〇・〇〇
九一	五萬七千貫又ハ四萬五千六百才迄	四七・五	三八〇・〇〇	六〇・五一五・八・七五	五二四・〇〇	一、〇一〇・〇〇
九二	五萬七千六百貫又ハ四萬六千八十才迄	四八・〇	三八四・〇〇	六〇・〇一六・〇・〇〇	五二七・五〇	一、〇一〇・〇〇
九三	五萬八千二百貫又ハ四萬六千五百六十才迄	四八・五	三八八・〇〇	六〇・〇一六・二・五〇	五三一・〇〇	一、〇一〇・〇〇
九四	五萬八千八百貫又ハ四萬七千四十才迄	四九・〇	三九二・〇〇	六〇・五一六・三・七五	五三四・五〇	一、〇一〇・〇〇
九五	五萬九千四百貫又ハ四萬七千五百二十才迄	四九・五	三九六・〇〇	六〇・〇一六・五・〇〇	五三八・〇〇	一、〇一〇・〇〇
九六	六萬貫又ハ四萬八千才迄	五〇・〇	四〇〇・〇〇	六〇・〇一六・七・五〇	五四一・五〇	一、〇一〇・〇〇
九七	六萬六百貫又ハ四萬八千四百八十才迄	五〇・五	四〇四・〇〇	六〇・五一六・八・七五	五四五・〇〇	一、〇一〇・〇〇
九八	六萬一千二百貫又ハ四萬八千九百六十才迄	五一・〇	四〇八・〇〇	六〇・〇一七・〇・〇〇	五四八・五〇	一、〇一〇・〇〇
九九	六萬一千八百貫又ハ四萬九千四百四十才迄	五一・五	四一二・〇〇	六〇・〇一七・二・五〇	五五二・〇〇	一、〇一〇・〇〇
一〇〇	六萬二千四百貫又ハ四萬九千九百二十才迄	五二・〇	四一六・〇〇	六〇・五一七・五・七五	五五五・五〇	一、〇一〇・〇〇

(3) 屋外動産移轉料に關するもの

常時屋外に在る動産例へば石材、木材、古金物又は久しきに亘り使用せずして屋外に放置しある機械類等の如きものにして換地豫定地との距離六十間以内なる場合は直接換地豫定地に運搬するものとして人夫賃のみ補償せり、而して之れが一日一人の作業力は重量なるときは六百貫、容積なるときは四百八十才とし別紙算出表に依れり。

(3) 屋外動産移轉料に關するもの

一〇〇	六萬二千四百貫又ハ四萬九千九百二十才迄	五・〇	四六・〇〇	六九・五七五・七五	五九・五七一・二九・五〇
-----	---------------------	-----	-------	-----------	--------------

常時屋外に在る動産例へば石材、木材、古金物又は久しきに亘り使用せずして屋外に放置しある機械類等の如きものにして換地豫定地との距離六十間以内なる場合は直接換地豫定地に運搬するものとして人夫賃のみ補償せり、而して之れが一日一人の作業力は重量なるときは六百貫、容積なるときは四百八十才とし別紙算出表に依れり。

屋外に在る動産にして直に換地豫定地に運搬すべきもの、移轉料算出表（當初のもの）

數	量	人	夫	數	賃	金
三百貫又ハ二百四十才迄				〇・五 ^人		一・二五 ^円
六百貫又ハ四百八十才迄				一・〇		二・五〇
九百貫又ハ七百二十才迄				一・五		三・七五
千二百貫又ハ九百六十才迄				二・〇		五・〇〇
千五百貫又ハ千二百才迄				二・五		六・二五
千八百貫又ハ千四百四十才迄				三・〇		七・五〇
二千百貫又ハ千六百八十才迄				三・五		八・七五
二千四百貫又ハ千九百二十才迄				四・〇		一〇・〇〇
二千七百貫又ハ二千百六十才迄				四・五		一三・二五
三千貫又ハ二千四百才迄				五・〇		一六・五〇
三千三百貫又ハ二千六百四十才迄				五・五		一九・七五
三千六百貫又ハ二千八百八十才迄				六・〇		二三・〇〇

乙 第三章 損害補償

三千九百貫又ハ三千百二十才迄	六・五	一六・五
四千二百貫又ハ三千三百六十才迄	七・〇	一七・五〇
四千五百貫又ハ三千六百才迄	七・五	一八・七五
四千八百貫又ハ三千八百四十才迄	八・〇	二〇・〇〇
五千百貫又ハ四千八十才迄	八・五	二二・五
五千四百貫又ハ四千三百二十才迄	九・〇	二三・五〇
五千七百貫又ハ四千五百六十才迄	九・五	二五・七五
六千貫又ハ四千八百才迄	一〇・〇	二八・〇〇

備考 建物の据置一部切取りの場合即ち建物の大部分は現在地に現存の儘にして只單に道路其の他隣接地との關係に依り建物其の他の工作物の一部分切取りを爲す場合に於て假居住地に移轉の要なき時、即ち工事中と雖猶居住に堪へ得る程度の場合其の切取り工事を爲すに支障を生ずる場所にある動産は人夫を以て一時屋舎内にて取片付置き工事完了後再び右動産を適當に配置する爲結局前後二回の運搬を要するものとし屋外に在る動産移轉料算定方法に準據し其の數量に應じ人夫賃二倍の補償を爲したり。

(4) 植木移轉料に關するもの

庭園設備を爲せる木、石等は概して高價なるもの多く一枝、一角たりとも毀損せざる様之れが移轉に際しても特別なる取扱を要するを以て隨て移轉料算定に付ては實況に應じ適當なる計算を爲したるが故に茲には庭園設備に非ざる普通庭木と稱するもの、移轉料算定方に付説明すべし。庭園設備に非ざる樹木、石等は屋外動産の取扱に準じ直に換地豫定地に移植するものとせり、而して移植費は樹種に依り又樹木の數量、大さ即ち目通り、株廻り、高さ、枝張等に依り掘取費、

運搬植付費、保護手入費及支柱等の雜費を樹木の種類、移植時期を參酌し計算したるものにして大要別表に依れり。

したるが故に茲には庭園設備に非ざる普通庭木と稱するもの、移植料算定方に付、明すべし。庭園設備に非ざる樹木、石等は屋外動産の取扱に準じ直に換地豫定地に移植するものとせり、而して移植費は樹種に依り又樹木の數量、大さ即ち目通り、株廻り、高さ、枝張等に依り掘取費、

運搬植付費、保護手入費及支柱等の雜費を樹木の種類、移植時期を參酌し計算したるものにして大要別表に依れり。

普通樹の移轉料

(公園課調)

樹大	移轉料		支柱取付	運搬	の根據		枯損々害割合	同上の計算に基く一本當移轉料
	掘取	植付			丸太繩等材料一式	二年間保護手入		
二尺五寸以下	一日一人本 一五〇	一日一人本 一五〇	一	馬力一臺 五〇〇	一	一	〇・〇〇	〇・〇五八
二尺五寸以上四尺	一〇〇	一〇〇	一	同	一	一	〇・〇〇	〇・〇九八
四尺以上五尺	六〇	六〇	一	同	一	一	〇・〇〇	〇・一三七
根元以上二尺六尺	三〇	三〇	一	同	一	一	〇・〇〇	〇・三〇〇
六尺以上七尺	二〇	二〇	一日一人本 一〇〇	同	一	一	〇・〇〇	〇・六五〇
七尺以上八尺	一八	三〇	同	同	一	一	〇・一〇〇	〇・八〇〇
同三寸乃至四寸八尺	同	二五	同	同	一	一	〇・一〇〇	一・〇〇〇
同四寸乃至五寸九尺	同	一八	同	同	一	一	〇・一〇〇	一・五〇〇
同五寸乃至六寸十尺	同	一〇	同	同	一	一	〇・一〇〇	二・〇〇〇

乙 第三章 損害補償

同六寸乃至七寸五分	同	五同	八同	五同	一〇	〇・四〇	〇・三〇	〇・一〇〇	二・八〇〇
十一尺以上十五尺	同	五同	六同	三同	一〇	〇・六〇	〇・五〇	〇・一〇〇	三・二四〇
目通七、八寸	同	四同	五同	二五同	六	〇・八〇	〇・四〇	〇・一〇〇	四・四〇〇
目通九寸乃至一尺	同	三同	四同	二〇同	五	一・三〇	〇・五〇	〇・一五〇	六・八〇〇
同一尺乃至一尺一寸	同	二同	三同	一五同	四	一・八〇	〇・七〇	〇・二五〇	八・二八〇
同一尺一寸乃至一尺二寸	六人ニテ	六人ニテ	三人ニテ	三同	三	二・〇〇	〇・八〇	〇・二五〇	二・九一〇
同一尺二寸乃至一尺四寸	八人ニテ	八人ニテ	七同	二〇同	三	二・七〇	一・〇〇	〇・二五〇	一・六・三〇
同一尺四寸乃至一尺六寸	同	四同	六同	一〇同	二	三・〇〇	一・二〇	〇・二五〇	二・九五〇
同一尺六寸乃至一尺八寸	同	四同	五同	八同	一	三・五〇	一・五〇	〇・二五〇	二・八・六〇
同一尺八寸乃至一尺	同	四同	七同	七同	一	三・八〇	一・七〇	〇・二五〇	五・五〇〇
同一尺乃至二尺五寸	十人ニテ	十人ニテ	同	同	一	五・〇〇	二・〇〇	〇・二五〇	六・四・四〇
二十四尺以上三十三尺	十人ニテ	十人ニテ	同	同	一	五・〇〇	二・〇〇	〇・二五〇	六・四・四〇
同一尺五寸乃至二尺	一本ニ付三人	一本ニ付三人	夫ニ見込	牛車一臺	一	五・〇〇	二・〇〇	〇・二五〇	六・四・四〇
三十尺以上三十六尺	一本ニ付三人	一本ニ付三人	夫ニ見込	牛車一臺	一	五・〇〇	二・〇〇	〇・二五〇	六・四・四〇
同一尺乃至三寸五分	一本ニ付四人	一本ニ付四人	右	同	一	一・〇〇	二・〇〇	〇・二五〇	二・二・一五〇
三十尺乃至三寸五分	一本ニ付四人	一本ニ付四人	右	同	一	一・〇〇	二・〇〇	〇・二五〇	二・二・一五〇

ハツデ、アオ木等の移轉料

樹	大	掘	取	植	付	支柱取付	運	搬	根	據	枯損々	害割合	同上の計算 に基く一本 當移轉料
		一日一人	本	一日一人	本		馬力一臺		根等 其他材料	ニケ年 間保護			〇・〇〇

樹	大	移轉料			算定			の		根	據	枯損々 害割合	同上の計算 に基く一本 當移轉料
		掘	取	植	支柱	取	運	搬	根				
一	一尺以下	一日一人 ニテ 一〇〇	一日一人 ニテ 一〇〇	一日一人 ニテ 一五〇	馬力一臺 ニテ 五〇〇	円	円	〇・五〇	〇・五〇	〇・七			
一	一尺以上二尺同	同	同	同	同	〇・〇一	〇・〇一	〇・五〇	〇・五〇	〇・一七			
二	二尺以上三尺同	同	同	同	同	〇・〇二	〇・〇二	〇・五〇	〇・五〇	〇・二五			
三	三尺以上四尺同	同	同	同	同	〇・〇五	〇・〇五	〇・一〇〇	〇・一〇〇	〇・六五			
四	四尺以上五尺同	同	同	同	同	〇・〇五	〇・一〇	〇・一〇〇	〇・一〇〇	一・〇〇			
五	五尺以上六尺同	同	同	同	同	〇・一〇	〇・三〇	〇・一〇〇	〇・一〇〇	二・一〇			
六	六尺以上同	同	同	同	同	〇・二〇	〇・四〇	〇・一〇〇	〇・一〇〇	二・八〇			

(5) 金庫移轉料に關するもの

イ 一般移轉料 金庫の移轉に付ては金庫の大小、搬出場所の難易便否等に依り移轉料の計算を異にするものにして普通は金庫が建物の一階内に在りて而も現在地と換地豫定地との距離六十年以内であり移轉工期も比較的短期間なるときは直ちに換地豫定地に運搬し得るものと認め特殊人夫賃及棍路、ワイヤロープ、道板、枕木、挺子、神樂棧又はウインチ、ジャツキ等の使用損料を道具代として補償するを一般原則として取扱たるものにして之が算出方法左表の如し。

金庫移轉料算出表 (當初のもの)

番 號	重 量	現在地に運搬すべしに換地の豫		合 計	二回運搬する 場合合計金の (上記合計金の 二倍)
		特殊 人夫 數	金 額		
一	七〇〇貫以上	五人	一七・五〇 ^円	八・〇〇	五二・〇〇 ^円
二	六〇〇貫以上	四・〇	一四・〇〇	七・〇〇	四二・〇〇
三	五〇〇貫以上	四・〇	一四・〇〇	六・〇〇	四〇・〇〇
四	四〇〇貫以上	三・〇	一〇・五〇	五・〇〇	三三・〇〇
五	三〇〇貫以上	三・〇	一〇・五〇	四・〇〇	二九・〇〇
六	二〇〇貫以上	二・〇	七・〇〇	三・〇〇	二〇・〇〇
七	一五〇貫以上	二・〇	七・〇〇	三・〇〇	二〇・〇〇
八	一〇〇貫以上	一・五	五・二五	二・〇〇	一四・五〇
九	八〇貫以上	一・五	五・二五	二・〇〇	一四・五〇

ロ 特別移轉料 金庫が地下室又は二階以上に在りて特に搬出入困難と認むるものに付ては特別搬出入費(第一號表)を補償す、但し此の場合には一般の原則に依る金庫移轉料は交付せざる事とせり、而して建物の移轉工期又は業務の性質或は換地の状況等に依り特別なる運搬費を交付する必要がある場合には一般の金庫移轉料又は特別搬出入費に左記區分に依り特別運搬費及假据付基礎費(第二號表)の範圍内に於て適當と認むる金額を加算せり、但し三百貫未滿の金庫に付ては其の運搬費は他の一般動産と通算するものとす。

一回分交付の場合

換地と現在地との距離六十間を超ゆるとき(距離の測定は道路の最短距離に依る)但し次項に該當するものを除く。